

503

170

×  
複写

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9<sup>19</sup>/<sub>m</sub> 10 1 2 3 4 5

始





HI 10J-26

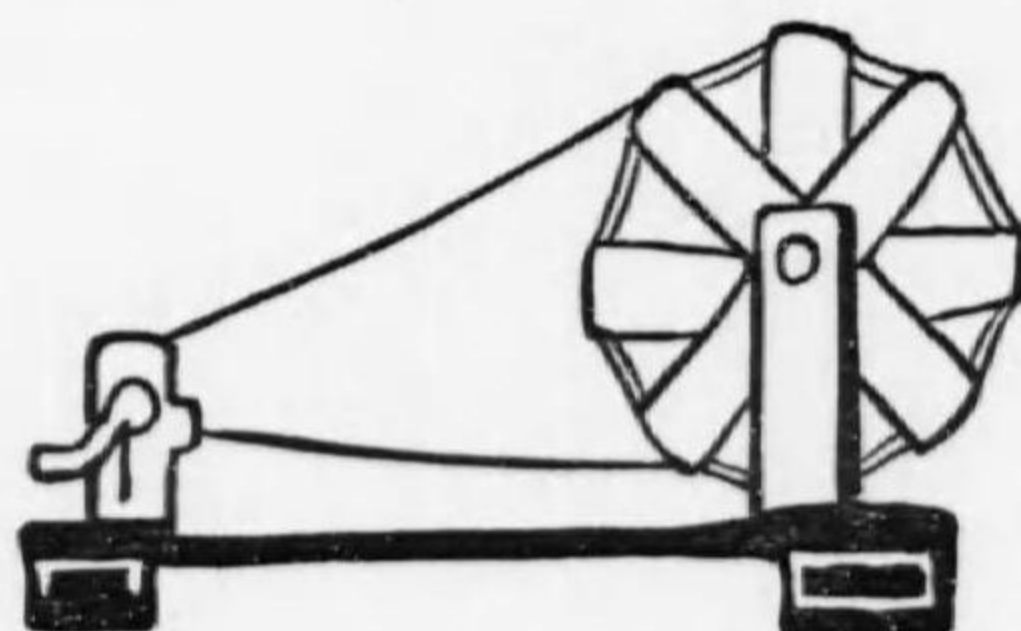




503-170

集論イデンガ

譯良三下岩



1922

版社論評本日

大正  
11. 11. 24  
内交





イデング・マトハマ





傾  
産  
の

## エム・ケイ・ガンデイ

— 彼れの生活と事業 —

### 一、一對の劇的光景

處は南アフリカのヨハネスブルグ。時は一九〇八年夏の或る日曜日の午後六時頃。日はまだか  
んくんと地上を照してゐる。その時パーク停車場には、間もなく着く筈の、ナタール發列車を待  
ちあぐんで、熱心に線路の果てを凝視めてゐる、色の黒い一團の人々がゐた。この人々は印度マ  
ドラス出の行商人たちであるが、見たところ、彼等の敬慕してゐる誰れかの到着をでも待ちうけ  
てゐるものらしい。

定刻に汽車が着くと、二等室から一人の男が、制服を着た監獄の看守に伴はれて下車した。彼



二  
れは色の黒い小柄な瘦せた男で、柔和な眼つきと容貌とを有ち、動作はハキ／＼し、身にはアフリカの囚人服を着けてゐた。——日差しを除ける縁のない軍隊式の帽子、矢尻型の印(英國の官有物の印)と番號札のついたダブ／＼の粗末なジャケット、同じく矢尻型の印がある短いズボン、灰色の毛編みの厚い短靴下と皮の草履といった姿である。

が、彼れは南アフリカ土人ではないことは明かであつた。彼れが何か訊ねようとして、靜かに看守の方を向いたのをよく見ると、彼れもまた、恭しく彼れに腰を屈めてゐる行商人たちと同じ印度人であることが分つた。彼れは白のズツクを提げてゐた。その中には監獄當局から支給された衣類その他の雜品及び書物を入れた小さなバスケットが這入つてゐるのである。

約二百哩の長程を護送されて來た彼れは、その間の幾十時間を、全く食事をとることができなかった。といふのは、看守はその費用を渡されてゐなかつたからである。もし相識の英人官吏の好意がなかつたら、彼れは二十四時間を一食もとりに得なかつたであらう。

やがて囚人を看守とは一寸相談し合つた。看守はこの場面に不調和な自分を自覺してゐる様子

であつた。なぜなら彼れは、彼れの役柄に反しない程度で、出来るだけの尊敬の表情をかの囚人に示してゐたからである。これによつて見ると、この囚人は、非常な尊敬を拂はるべき重要な人物であるに違ひない。二人の相談といふのは、獄舎に行くのに、馬車で行くか徒歩にするかと、前者が後者に訊ねたのである。もし馬車ならば賃金は囚人の自辨である。が、彼れは樂な馬車を斷はつて徒歩を擇んだ。監獄まで約一哩近くある、日はかん／＼と照る道を、囚人服の彼れは、件んの袋を肩にかけて、元氣よく歩き出した。マドラス出の行商人たちは、目立たぬように少し離れて、彼れの後から歩いて行つた。

數十分後、囚人の姿はヨハネスブルグ監獄の冷やかな門扉の中に消え失せた。門扉の上にはオランダ語で、「協同は勢力を作る」といふ標語が刻まれてあつた。

それから五年後である。同じ南アフリカのスタンデルトンからグレイリンスタッドに到る約三哩半の、うね／＼した埃りだつた路上を、ぞろ／＼と歩いて行く長い々々行列があつた。近よつ



で見ると、二千に餘る印度人労働者たちである。かれ等が話すところによると、かれ等は北ナタールの鑛山を出て一團となつたのである。かれ等は其處で契約労働者または自由労働者として働いてゐるが、其處では、かれ等自身及び妻、十六歳以上の男の子、十三歳以上の女の子の自由に對して、一ヶ年各三ポンドの税金を納めなければならない。かれ等はニューカッスルからチャールスタウンに進み、其處で國境を越えてトランスヴァールに入り、ボルクスラストへ着いた。で、かれ等は今や、ヨハネスブルグに程近いトルストイ農園に到るか、然らずんば、許可なしに入國したる者として官憲の手に逮捕されるか、その何れかに決まるまで、石のように辛抱つよい行進を續けてゐるのであつた。

かようにかれ等は、一日少量の米とパンと砂糖とを食べ、貧窮ながら一切の世帯道具を携へて、かの忌はしい三ポンド税の負擔は、結局かれ等の肩から振り拂はれるであらうといふ希望を目當てにもう幾日か行進を續けたのである。亂れた行列の先頭には、杖を手にし、粗服を纏ひ、如何にも疲れたように前屈みになつて、引きずるように足を運んでゐるが、しかし、靜かな平和な

容貌と、確信と満足との表情をした、負けじ魂の小柄な男がゐた。行列の人たちは彼れに全幅の信任を捧げきつてゐるようである。この不思議な人物は果して何人であるか？ それは問ふまでもなく、以前かのヨハネスブルグ監獄の嚴重な門扉の中に姿を消した男と同一人物である。が、あの時と比較して、何といふ老け方、何といふ面癩れであらう！ 彼れは印度人同胞の名譽にとつて忍ぶことができないかの惡税が廢止されるまでは、一日たゞ一度の粗末な食事をすることを誓つた。同時に彼れは、七年の間地上に行はれたる壓制に對して、最も偉大なる、最も高貴なる反抗運動を起す主要な負擔と責任とを、彼れの肩の上に荷つた。彼れの面癩れは實にそれを語つてゐるのである！

この人こそ誰れあらう、デワン（印度藩王の總理大臣）の息子であり、辯護士であり、學者であり、百姓もすれば機織りもする教養ある印度の紳士であり、しかうじて印度人民の指導者であるところの、モハンダス・カラムチャンド・ガンディその人である。彼れはたゞ良心の命するところに従つたがゆゑに、身の安樂、いな、生命そのもの、よりも名譽を重んじたがゆゑに、母國に對する侮辱を斷



乎として斥けたがゆゑに、更に、不正に苦しめる彼れの同胞を救はんとしたるがゆゑに、英國旗の翩翩たる南アフリカ植民地の基督教文明國政府は、かゝる危険なる反抗兒を仕末する最上の策は、彼れを監獄にぶち込むことだと考へたのである。が、果して彼れは危険なる反抗兒であるか？われらは、絶えざる活動と受難との連続であるところの、彼れの半生の傳記を知ることによつて、それを明かにし得るであらう。

## 二、彼れの生れと少年時代

一人の偉人が出現すると、多くの傳記作者らの探索的な視線は、その偉人の少年時代へと投げられる。そして間もなくしてかれ等の机上には、その偉人にふさはしい、興味ある挿話の一大連綴が完成されて横はる。しかしながら、さうしたものの多くは、眞面目な讀者には反感を抱かせるような、誇張と粉飾との多量を含むのが常である。われれはこのことを最も心配する。それ故にわれれは、いまガンディの少年時代を傳するに當つては、文字通りにたゞ一瞥を與へることに

止めるであらう。

モハンダス・カラムチャンド・ガンディは、一八六九年十月二日印度カシヤワル州プロバンダーで生れた。彼れの家は代々上級の役人を勤める立派な家柄であつた。先祖たちはプロバンダーのデワ  
ンで、父も二十五年間その職にあつた。ガンディの父は、會つた限りの人々から認められ、また、よく思はれた。しかしまた、必要がある場合には、即ち、非違が行はれてゐると考へたときには、たとひそれが藩王の意志であらうが、政府當局の意志であらうが、斷乎としてそれに反對するこ  
とを躊躇しなかつた。この特性は、明かにガンディに遺傳してゐる。

ガンディの母は印度正教を信じた淑女で、宗教上の戒律を堅く守り、妻として母としての道を堅く踐み、とりわけその子供たちを善良に正直に育て上げることに苦心した。彼女は三人の男の兒のうちで、末子のガンディを最も愛してゐたが、彼女の宗教上の感化は、彼れの性格に強い感銘を與へてゐる。

ガンディは、彼れの教育の半分をカシヤワルで、他の半分をロンドンで受けた。彼れが海外へ留學



八  
する許しを母から得るには容易なことではなかつた。母はいよく承諾を與へる前、耆那教の僧侶の立會で三事を誓はせた、即ち、肉、酒、女を嚴禁することである。

彼れは誘惑の多いロンドンの學生生活中、誠實にこの誓ひを守り通した。青年ガンディはロンドン大學を中途で退學し、更にインナー・テンプルに入つて、そこで辯護士の資格を得た。時は一八九一年、彼れの二十二歳の時である。

家の希望によつて、彼れは直ちに印度に歸つた。そして直ぐにボンベイ高等法院の辯護士になつた。

### 三、アジャヤ人排斥に對する抗爭

一八九三年ガンディは、一印度人の一寸面倒な訴訟事件に關係して南アフリカー——最初はナタールへ、それからトランスヴァールへ——行くことになつた。彼れが二十四歳の時である。

ナタールの首府ダーバン市に著くと殆んど同時に、彼れは幻滅を感じなければならなかつた。

嘗て「すべての英國臣民の平等」といふ英國の傳統の中に教育され、帝國首都の賓客として待遇された彼れは、ナタールの英國植民地では、野蠻な土人と殆んど選ばない下級民の待遇をうけてゐることに氣がついたのである。

彼れはナタール最高裁判所の辯護士の免許狀下附を願ひ出た。するに法律協會は、有色人の辯護士開業を許す法律の明文なしとの理由で、それに反對した。が、幸ひに最高裁判所はそれと異つた見解をとつたので、彼れの出願は許可された。

翌一八九四年、彼れはナタール在住印度人の熱心な懇請によつて、同地に居住することに決めた。一つは近き將來に政治的葛藤の起るのを見越したので、その時には何か力添へをしようと考えた。一つは近き將來に政治的葛藤の起るのを見越したので、その時には何か力添へをしようと考えた。一つは近き將來に政治的葛藤の起るのを見越したので、その時には何か力添へをしようと考えた。

従來ナタール植民地では、ヨーロッパ人の招きに應じて多數の印度人契約労働者が來てゐた。しかるにかれ等の數が次第に増加するに従ひ、ヨーロッパ人側のかれ等に對する態度は悪化し、遂に一八九四年のナタール國會は、アジャヤ人排斥を企て、(一)アジャヤ人の自由移民の排斥。(二)



すべてのアジャ人の市民権否認の二法案を通過させようとした。これに對して印度人は一齊に奮起し、ガンディを先頭として反對運動を開始したが、その結果、第一の自由移民の排斥の方は見事に成功した。しかし、第二のアジャ人の市民権否認の方はたゞ英本國政府をして、この條令に人種的色彩を着けぬよう、植民地議會に命令させたに止まつた。(後、一八九七年に、英國植民大臣チエンバレンの手腕によつて制定された有名なナタール條例は、この政府の意志を現はしたもので、即ち、今後アジャ人は教育程度によつて差別するが、人種的にはしないといふのである。)一八九五年の末、ガンディは、この問題を印度人民に訴へるために、ナタール及びトランスワールの印度人を代表して、印度に歸つた。そして、演説により、筆によつて、南アフリカに於ける印度人の苦境について民衆に訴へたが、そのうちの一つであるマドラスでの演説の大意は、ルーター電報によつてナタールへ打電された。ところがその電文は、同植民地のヨーロツバ人を恐ろしく怒らせてしまつた。その電文といふのはかうである。

『印度で出版された小冊子によれば、ナタールの印度人は、掠奪され、襲撃され、動物扱ひにさ

れて、しかも泣寝入りするほか道がない。「タイムス・オブ・インディア」は、「この事實は宜しく調査すべし」と主張してゐる。』

この電文は明かに誇張であつた。少くともガンディの表現したもの、全豹を窺はせるものではなかつた。しかも形式を離れて實質から云へば、それは眞實の外何物でもなかつた。

それと殆んど同時に、ガンディは家族を伴つてダーバン市へ歸つて行つたが、偶然多數の同國人と同船したので飛んだ風説が起つた。それは、ガンディは白人職工を驅逐する目的で、多數の印度人熟練職工を連れて來たといふ噂である。この二つの事情が重なつたので、彼れに對する植民地の人々の感情は、——上流下流を論ぜず——極めて險惡になつた。検事長のエスコムブ迄がかれ等の味方になつて、ガンディらの乗船に停船を命じた。が、船主がそれに反抗して、政府を相手どつて法廷に訴へると云ひ出したので、漸く停船命令は解かれた。

船は波止場に横づけになつた。陸上の群集の殺氣ばんだ様子を、折から船に上つて來て眺めた警部は、ガンディに向つて、上陸は危険だから夜まで待つたらどうかと忠告した。が、暫くして彼



れの知人で且つ著名な辯護士がわざわざ、ガンディを船まで迎へに来て、何か力添へをさせて呉れと申し出たので、彼れは英國人の正義と公正の觀念に信頼して、夜を待たずに上陸することに決めた。果して彼れは群集に襲はれて、半死半生の目にあはされ、繼かに警察部長夫人のお陰で救はれた。彼女は洋傘をかざして彼れを蔽ひ、やうく彼れの友の印度人店舖まで彼れを送り届けたのである。だが、ガンディは、友人の店舖が群集の狼藉の的となるのを恐れて、巡査の假装でそこを逃げ延びなければならなかつた。

そのことも濟んで、人心も鎮まり、新聞もガンディに謝罪した。それから數年後、或る日彼れがエスコムプに會つた時、エスコムプはこの不名譽な事件に關係したことをひどく恐縮して、あの時にはあなたの人格も、あなたの同國人の人たちをもよく知らなかつたので失禮した、と陳謝した。それから半時間後、彼れは俄かに心臟病を起して、往來で頓死した。

#### 四、南阿戦争とガンディ

一八九九年南阿戦争が勃發するや、ガンディは強い反對を凌いで、政府から印度人野戦病院隊組織の承認を得た。この病院隊は隊員一千人から成つて、或る時は砲彈雨飛の下に働き、或る時はロバート卿の一人息子の屍を拾ひ上げて來るなど、非常な活動をした。従つて病院隊の評判は頗るよかつた。政府の報告書中にはガンディの名も擧げられ、後に彼れは勳章を授けられた。彼れが印度人の團隊を卒ゐて、進んで辛い職務に當らうとする目的は、印度人は公共的責務を充分に負擔せんを欲してゐるものであること、及び、かれ等は權利を主張することを知つてゐると同時に、義務を引きうけることをも知つてゐることを示すにあつた。そしてこのことは、終始一貫してゐるガンディの公共的職務の基調であつた。

一九一一年七月のヨハネスブルグの「イラストレーテッド・スター」紙上に掲げられた一英國人——この戦役の従軍者——の記事にいふ——

『予がエム・ケー・ガンディ君に初めて出會つたのは、誠に妙な時であつた。それは一九〇〇年一月、英軍の致命的敗退後、スピチン・コップからの歸り道であつた。その前日の午後、予は印度驃馬隊



一四

がコツアの坂を登つて、高原に力なく倒れて呻いでゐる負傷兵に水を運んでゐるのを見た。驃馬は背に二つの大きな水袋を荷ひ、一人の印度人がその手綱をとつた。氣味の悪い小銃弾は、高原にビュー〜と音をさせて飛んだが、その中を、この妙な様子の驃馬隊は、一人が落伍すると他の者が靜かに代つて、肅々として進み続けるのであつた。それから負傷兵の看護と收容が始まる。印度人が勇名を轟かしたのは、實にその際であるが、その勇者中の勇者は、云ふまでもなくガンディその人であつた。予は或る猛烈な夜戦後の朝まだき、ガンディが路傍にしゃがんで、軍用固パンを噛ぢつてゐるのに出會つた。彼れは身を持つること堅忍で、樂しげに語る言葉には、自信が溢れ、眼つきは優しかつた。彼れは誰れにも善くした。それが形式的な仕方ではないので、誰れでも懇意にさせられてしまふ。予はナタール役の間、多くの戦場で彼れ及び彼れの率ゐる無訓練の病院隊に出會つた。救助の要があるとき、必ずそこに彼等を見た。かれ等の真正正銘の大膽さは、勢ひ多數の犠牲者を出した。それで彼等は遂に砲火線に入るのを禁じられたほどであつた。かうしたことに於て、ガンディはたゞ彼れの義務を果さうとしたのである。されは凱旋後の一夕、

印度人の運動を後援したヨーロッパ人に對して謝恩會が開かれた席上、彼れは多くのヨーロッパ人及び幾百の同國人から讃辭を呈されたのに對し、彼れの答へは、「自分はたゞ自分の義務を盡したゞけである」といふのであつた。」

### 五、印度に歸る

一九〇一年、ガンディは健康を害したので、家族を連れて印度へ歸つた。その出發前、ナタール在住印度人は、彼れ及び彼れの家族に高價な金板と寶石を贈つた。が、彼れはその情けの籠つた折角の贈物をみな辭退して、必要が生じた時に、公共用に費つて呉れと頼んだ。が、このことは反つて彼れに對する人々の信望を高めることになつた。かれ等は、ガンディが身を挺して働いた仕事、如何に私心のないものであつたかを、今更に知つたのである。この野戦病院隊解散の際には、その所屬員は、ナタールの總理大臣サー・ジョン・ロビンソンによつて公式に招待され、鄭重にその勞を犒はれた。



ボンペーに着くと、彼れは再び辯護士を開業した。といふのは、彼れは南阿戦役後、印度人の虐待はもう終つたことを信じて、當時南アフリカへ歸る意志はなかつたのである。

## 六、再び南阿へ

しかるに、幾許もなく彼れはナタール在住印度人から、萬障を繰合せて至急南阿に来てくれといふ呼戻しの電報をうけこつた。それは近く南阿視察に来る大臣チェンバレンに、印度人が蒙つてゐる不正を具陳し、それを癡絶せしめんとする陳情書の草案を書くためであつた。彼れは一刻の猶豫もなく、この呼び戻しに應じた。かくて彼れの生涯に於ける新しい章節は開かれることになつた。

彼れは以前ナタールでは、役人の偏見に打ち勝つことができた。そして彼れが公共的職務上で接した凡ての官廳の長官及び大臣たちから非常な尊敬を拂はれた。

ところが、ナタールで代表者としてチェンバレンに面會してから、今度は同様の目的でトランス

グールに呼ばれた時には、役人連の態度は一變して、彼れはトランスグール在住印度人代表者としてチェンバレンに面會することを拒絶されてしまつた。そこで彼れはいろ／＼と苦心した末に、彼れを除いた代表者を送ることを仲間に承諾させた。形勢は極めて險惡であり、しかも適當な指導者がゐないので、同地の印度人は彼れの同地在住を懇請した。彼れも遂にそれを承諾して、トランスグールの最高裁判所の辯護士となつた。

一九〇三年、彼れは重立つた者と協議して、トランスグール英印協會を設立し、その名譽幹事及び法律顧問となり、そして南阿在住中それを續けた。

一九〇三の半ばには、彼れは、同地の印度人を政治及び社會的に啓蒙することを主なる目的として「インディアン・オピニオン」紙を創刊した。後、彼れは同地新聞社をダーバン市から約十二哩を隔てたフェニックスに移した。

一九〇六年、ナタールに土民の叛亂が起つた際、ガンディは政府に願ひ出て、義勇病院隊を組織し、一箇月ばかり各地で負傷者の救護に従事した。



## 七、アジャヤ人排斥法と受動的抵抗

ところが、叛亂が鎮まつて、彼れが再びヨハネスブルグに歸ると間もなく、トランスヴァール政府の投じた一大爆弾は印度人の前で破裂した。それは、今日の印度中の者が知らぬ者がないほど有名なかのアジャヤ人法改正法案——即ち、廿年前のアジャヤ人排斥法案の蒸し返し——の發表である。これは實にトランスヴァールの排印度人一味のヨーロッパ人たちが、かれ等自身生存防衛上から、長い間陰謀を廻らし、遂に政府をしてこの案を發表せざるを得ざらしめたものであつた。ガンディはこの法案の結果の容易ならぬことを直ちに見てとつた。そして、もしこの際印度人が決然たる對抗策を講じないならば——そしてもし必要があれば斷乎たる行動をとらないならば、アフリカの全印度人の運命は、そこに極まるであらうと考へた。そこで彼れは印度人の重立つ者と協議を重ねた結果、倒れるまで闘はうといふことに一決した。この後の八年間、南アフリカの印度人たちによつて見事に實行された、受動的抵抗といふ方策は、主としてガンディの發案になるものである。

のである。

この後のガンディの生活は、主として受動的抵抗運動の生活であつた。彼れが一九〇六年九月十日に、斷じて問題の法律には従はないといふ盟ひをしたこと、同じ年、同國人と共に英本國に渡つたこと、熱誠の溢れた彼等の陳情は、エルギン卿をしてかの法案の問題となつた部分の實施を延期するようさせたこと、かの法律が遂に裁可を得るや、彼れは闘争の陣頭に立つて、或ひは舌により、或ひは筆により、或ひは身みづから手本となつて、かれ等の宗教、かれ等の國民的名譽かれ等の民族的怜愍、かれ等の人格の根底そのものに加へられつゝある攻撃に對して斷乎たる對抗戦を繼續すべく全印度を激勵したこと——これらのことは、ガンディの名を聞いた者は何人でも知つてゐる。それ故に、一九〇七年の末、ガンディが、他の印度人首領たち二十五名と共に逮捕されて投獄さるゝに至つた時、何人も意外とはしなかつた！

法廷に於ける彼れの風采は、後年印度に於ける「大審判」の際に於ける彼れを思はせるものがある。彼れは、プレトリーヤに於ける彼れの友人たちの或る者が、六箇月の苦役（最重の處刑）



に處せられたことを聞くや、彼れ自身にもまたその最重刑を課せられるよう、裁判官に願つた。その理由とするところは、問題の法律に對して反對運動を鼓吹し、それを指導した者は自分であるから、さういふのであつた。彼れにとつては、彼れの仲間たちが彼れよりも嚴罰に處せられるのは、胸を裂かれるような苦痛であつた。それ故に、彼れが僅かに二箇月の禁錮を宣告されて、法廷を後ろにした時には、彼れの頭は垂れ、深い慚愧の情は彼れの胸に波を打つたのである。

幸ひに政府は事の重大なるを自覺し出した。で、受動的抵抗者の首領たちが投獄されてから三週間後に、スマツツ將軍は彼等に交渉を始めた。その結果、將軍と印度人首領たちとの間には、一部は文書により、一部は口約によるところの妥協が成立した。それによれば、問題の法律の近き將來に於ける廢止を條件として、その法律の規定するところの再登録を印度人側が進んで二箇月間に完了するといふのであつた。この廢止の口約は、役人連が立會つてスマツツ將軍からガンディに個人的にされたのであつた。恰かもこの妥協が成立した時、印度ボンベイに於ては、南阿印度人後援會が組織され、エチ・エチ・アガカンが推されてその會長になつた。

間もなくガンディは出獄すると、政府との約に従ひ、登録するために役所に出掛けたが、その途中、彼れを裏切者と誤解した數名の矯激な同國人のために襲撃されて重傷を負うた。彼れは苦痛を忍びながら、醫師の勸告を退け、先づ自分の登録を済まして、それから魔睡劑も用ひずに手當をうけた。そして高熱に苦しみながら、印度人に宛て、手紙を認め、問題の法律の廢止が約されたことを確言した。スマツツ將軍は、その事實を否認しようとはしなかつた。然り、それから數箇月後まで彼れはそれを否認せずゐたのである。

しかしながら、それは彼れの狡猾なる詐術であつた。將軍スマツツは、ガンディに迫られた時に、初めて白々しくそれを否認したのである。彼れに信を破られたるガンディが、奮然として起ち、スマツツが再び申込んで來た蟲のいゝ妥協に應じなかつたのは當然である。そして、印度人はその妥協に斷じて應ずべきではないといふ彼れの意見に、彼れの仲間がみな同意した時、受動的抵抗運動は再び開始された。

この受動的抵抗の期間中に、ガンディは二回投獄された。(彼れがパーク停車場附近のヨハネス



ブルグ監獄に送られたのは、實にこの際である。次いで政府は、ガンディに従ふ數千の印度を一度に投獄し、幾日ならずして更に釋放することによつて、かれ等を懐柔しようとした。しかしながら、これらの方法は何等の効果をも示さなかつた。受動的抵抗者たちは、ヨハネスブルグに大會を開き、幾千の任意登録證を集めて焼き棄て、政府に向つて全印度人の投獄を要求した。

かかる形勢のうちに、印度人會は英國及び印度の輿論を喚起するために使節を派遣することを決議した。その決議によつて、印度へはガンディの友であり同志であるポーラックが行き、英國へはガンディと共に、一人の同志が行つた。それは一九〇九年の半ばである。ガンディらの王たる使命は、英本國政府をして植民地政府に干渉させ、それによつてスマッツ將軍から移民法の人種制限撤廢の保證を得ることであつた。しかるにその方は遂に失敗に歸した。たゞその際彼れは、後に芽を出したところの種子を英國に播いて歸つた。といふのは、彼れが具陳した意見は、英政府によつて體現され、翌一九一〇年、英領四植民地は合一して南アフリカ聯邦とされるに至つたからである。

### 八、ゴクヘールの南阿訪問

一九一〇年十月、英政府は南アフリカ聯邦政府に公文を送つて、植民地政府の反省を促したが、それには「植民地在住印度人の損害のみによつてトランスヴァールの問題を決せんとするのは、英國政府の満足せざるところだ」と附記されてあつた。で、新聯邦大臣たちも、印度人側に對して頗る協調的態度を持したので、反抗は幾分緩和された。印度人首領たちは新政府と交渉して、暫定居住權を設定し、それによつて抵抗運動の中止を承認すると同時に、妥協條件として一九一二年の國會に完全なる政府案の提出を約した。しかるに、一九一二年の政府の議會提案は、何等満足すべきものがなかつた。で、交渉の末、暫定協約は更に存續された。それから間もなくして、かの印度の愛国的政治家ゴバル・クリシナ・ゴクヘールの南阿訪問といふ歴史的事實が起つた。元來ガンディは、多年の間ゴクヘールを政治上の指導者として仰いでゐたので、彼れの健康が勝れないのを聞いて、保養のために招待したのであつた。然るに當時の事情は、ゴクヘールをして悠



々として保養させるには餘りに形勢が險惡であつた。この二人の親友が、その性質も容貌も根本的に違つてゐるのに、互ひに相手を推奨し合つてゐたことは、如何にも心地よい美談である。ガンディはゴクヘールを、國人が擧つて仰ぐべき、没我な、仁俠な、古武士的な、印度の生める最も崇高なる人物の一人であると考へた。またゴクヘールの頭にはガンディは、聖者のような自己犠牲の體現者、美しい、敢爲な受難者、現代に於ける最も卓越せる指導者並びに人道主義者、母國の名をして帝國內は勿論、帝國外にまで尊からしめたところの、そして國人の最も賤しい者をも奮ひ立たせて、國土のためには死生を超越させる驚くべき魔力を有する將來の印度の首領として映つたのであつた。

### 九、受動的抵抗者の大行進

南阿滯在中、ゴクヘールは、植民地政府の主なる大臣たちと交渉して、三ポンド税廢止の内約を得た。そして彼れは印度人たちにそのことを告げて、植民地を去つた。

然るに政府は、ゴクヘールとの内約を一向果す様子もないので、一九一三年、ガンディは「暫定協約」の破棄を通牒し、九月には、受動的抵抗の再度の斷行を宣言した。同時にトランスヴァールの印度人たちは、男も女も、斷乎として決心の臍を固めた。かれ等は、ベリーニジング、ジャーミストン及びボルクスラストなどで盛んに投獄を逼つたが、政府はそれを拒んだ。そこで彼等は、續々とナタールへ流れ込み、政府に對する挑戦の手始めとして、あらゆる熱心とあらゆる勇氣とを以て、北ナタールの諸鑛山に於ける印度人勞働者に受動的抵抗運動の宣傳を始めた。

かれ等の正義と熱意とは、鑛山に於ける同胞勞働者の心情を動かさずにおかなかつたのは當然である。印度人鑛夫のストライキは、到るところの鑛山に於て勃發した。賃銀の引上などによる鑛無は、殆んど効果がなかつた。鑛主連は、今更に恐慌を起して、ダーバン市に會合し、鳩首凝議した末に、ガンディの眞意を徵することに決した。で、ガンディは鑛主連のために、ガンディらが受動的抵抗運動を起さざるを得ざる所以を説明し、これ實に三ポンド税廢止に關しての政府の破約にあると結論した。ところが鑛主たちが、ガンディのその言によつて、スマッツ將軍に事實—三



ボンド税廢止の内約——の有無をたゞしたところが、白々しくもスマッツはそれを否認した。ガンデイは憤つて、更に念のため、當時印度にあつたゴクヘルに紹介すると、ゴクヘルからは、内約は確かな事實であるといふ返電が來た。かくて印度人對政府及び鑛山主たちとの交渉は不調に終り、後者は急に壓迫的態度に出で、これに對して前者の鑛夫たちは、袂を連ねて鑛山を出た。

印度人側の本營はニューカッスルにあつた。そこに諸方の鑛山を出た印度人鑛夫の家族——老幼男女の群れは、或ひは鐵道の便により、或ひは徒歩によつて、陸續と集つて來た。老ひたるを扶け、幼きを負ひ、世帶道具を携へながら、ニューカッスルへと急ぐ彼等の姿は、人生の苦難と希望との好箇の象徴であつた。或る婦人は、その途中で、背中に負うた赤兒が死んだのに氣がついて、涙を抑へて叫んだ。『私たちは赤子の死を嘆く暇がない。私たちは生ける人たちのために働かなければならない。』

かくて約三千の印度人がニューカッスルの宿所に集つた。宿所といつても野天の下で、手足を延

ばす床さへなく、食物は米にパンにごく少量の砂糖の外何物もないのである。が、かれ等の決心は牢乎たるものがあつた。かれ等はかれ等の名譽のために、かの三ボンド税の廢止までは斷じて抵抗を止めまいと決心してゐた。で、首領たちは、最も有効なる手段として、トランスヴールへ繰り込み、政府に向つて逮捕投獄を挑まんといふことに決した。幸ひに國境のチャーレストーンはバリブハイ及びムクデームが會つてこの地のために貢献した緣故があるので、總員の集合地と定め、其處へ廣大なる野營を張つた。食糧はダーバン及びヨハネスブルグの印度人商店からの寄贈やら、印度からの莫大なる送金で購はれたのやらで、山と積まれた。ガンデイを慕ふ印度人鑛夫は、群をなしてこのチャーレストーンへ集つた。彼れは先づ電報を以て植民地政府にトランスヴールへ「侵入」の豫告をしたが、政府はたゞ地方官憲をして罷業者たちに復歸を勸説させ、または幾人かの彼等を逮捕したに過ぎなかつた。

豫告後一週日、即ち一九一三年十月三十日、ガンデイは、堂々二千の人数を率ゐ、有名なる「侵入」を開始してトランスヴールへと進んだ。その残りの婦人、老幼、病者等の一千人は、留守役



の監督の下にチャーレストーンに留まつたが、彼等の骨折も尋常ではなかつた。「軍隊」はナタール國境で休憩し、最後の整頓をした。その時、ガンディは後陣から先頭に進み出て、國境警戒の警官たちと交渉を始めた。ところが交渉が長びいたので、後方の人々は待ち切れなくなつて、雪崩をうつてどよめき出し、罌粟粒ほどの警官を追ひちらしてボルクラストへ前進しろと、口々に罵り出した。が、それを辛うじて鎮めて「軍隊」はいよいよトランスヴァールに入つた。

日程は一日二十五哩の割りで進み、最後の日を八日目と假定し、ヨハネスブルグに近いトルストイ農園に到つて、そこで逮捕される豫定であつた。そして「軍隊」は、行進中の宿泊場をその到着毎に政府に報じた。「兵士」たちは、投獄を目當にして、重い荷物を擔ひ、粗末な食物を忍んで、苦しい行進をつゞけるのであつた。

政府も遂に「軍隊」を解散させる決心をしたと見えて、「軍隊」がバルムホードに着くこゝ、ガンディは突然逮捕され、ボルクラストへ護送された。「軍隊」はその大綱とも柱とも頼みきつた首領を喪つて、憂ひと憤りとのうちにも行進を續けるのであつた。一方、ガンディはボルクラスト

で、移民條例違反として告訴された。が、彼れは、「軍隊」の指導保護の必要から保釋を願ひ出て、漸くのことでの許可を得た。彼れが内務大臣宛に出した陳情文に曰く、

「私は政府が私を受動的抵抗の主謀者として捕縛したことを感謝するが、同時に、人道の見地から、その時機が最も悪かつたことをも申上げぬわけにはゆかない。政府はよもや集團の内には百二十二人の婦人及び五十人の幼児が居り、その上、集團の食物は不充分で、殆んど饑ゑんばかりの有様で行進してゐるのを御承知でないことはありませんまい。かゝる事情の際、統率者たる私をたゞ獨り彼等から離すことは、如何にしても正當とは申されぬ。先夜逮捕の際には、私は集團の人たちと打合せをする暇がなかつたので、或ひは彼等は激昂してゐるかも知れない。私はそれを心配する。それ故、私を彼等の中へ戻すか、或ひは政府が彼等に食糧を供給して鐵道でトルストイ農園に送るか、その何れかにされたい。統率者なしに彼等を打ち棄て、そして何等食糧の心配もしてやらないといふことは、政府に於てもう一段の考慮の要があると考へます。萬一、彼等の行進中に事端が生ずるとか、または不幸にして死者——殊に幼児を擁する婦人にでも、死者が



出来たさしたら、その責任は政府にあります。』

ガンディは保釋出獄すると、「軍隊」に追ひつくべく、パールデベークまで進んだ。そこには、印度人の女や子供が足を痛めて落伍した男たちに保護されてゐた。八日の朝、本隊がスタンデルトンに着くと、「軍隊」中の幾十人は、鑛山支配人たちの訴へによつて、捕縛されてナタールへ送り戻された。ガンディも同じ理由で逮捕されたが、彼れは直ちに保釋を要求した。當時「兵士」の態度は頗る強硬で、裁判所の前庭から一步も退かじと、彼れの保釋を迫つたので、彼れは許されて行進を共にした。

九日は日曜日であつたが歴史的日子となつた。ガンディの有力なる同志ポーラックは、印度へ出立前にガンディと最後の會見をなすべく、ガンディに打電してその由を知らせ、會見場所をグレイリンスタットに指定した。ガンディはその返電に、こちらへ來ると逮捕されるぞ、と打つた。ポーラックは急ぎに急いで、グレイリンスタットから數哩を離れたチークウールスといふ村落でガンディに追ひついた。二人が路上で互ひに健康を祝福し合つてゐると、前方から一臺の馬車が近づいて

來た。馬車には二人の警官と、移民官エム・チャムネーとが乗つてゐた。チャムネーは馬車を下りて、ガンディの側へ來て、ナタール契約労働者條例による逮捕状を取り出し、彼れに同行を求めた。馬車はガンディを乗せ、まつしぐらに馳せ去つた。で、ポーラックはガンディの代りに「軍隊」を率ゐなければならなかつた。「軍隊」の先頭には二人の騎馬巡查が馬を驅つた。

夕べは來た。空は美しく澄み渡り、星は淋しい、消え入るような光りを投げ、草原のそこそこには炊事の火が赤い焰を吐いてゐた。夜の更くるにつれ、話聲も消えて、人々は深き眠りに落ちたと思ふと、急に空模様が怪しくなつて、寒風は悲しげに咆へすさび、やがて雨さへポツリ／＼降り出して來た。一同は夢も醒め、衣も濕ほひ、不愉快の裡に天明を待ち侘びたが、果してこれが凶兆であつた。拂曉の四時、行非停止の命令は幹部に下つたのである。

いよ／＼全軍に最後の幕が逼つたことは、午前九時バルホーハに着くと、その停車場に三列車が準備されてゐたので何人にも想像された。案の定、待ち受けてゐたチャムネーと警官とはポーラックの側へやつて來て、總員をナタールへ護送し、そこで刑事上の手続きをするについて、指



導者としての彼れに協力を求めた。ポーラックは既に行進の目的を達し得たので、喜んでこれを諾し、尙ほ自分をも捕縛してくれと求めたが、警官は、まだその命令が出てゐないを答へた。彼れはまた彼等に對して、首領ガンディが護送されてしまひ、部下に彼れを知るものが少いから、かれ等の望むように甘く行くかどうか分らぬと云つた。幸ひにガンディはハイデルベルグからダンディ監獄への道を辿りつゝ、あつた際、ふと思ひ出し、使者を以て「軍隊」に戒むるところあつたので、何事も起らずにすんだ。

こゝで全「軍隊」に渡つてそれ／＼パンの少しばかりが分配された。食事が済むと、チャムネーは「兵士」の住居権を一人／＼調査した上、その全部が禁制移民であることを宣告した。これを聞いた全「軍隊」は忽ちざわめき出し、中にも一團の剛情な連中は、構はずヨハネスブルグまで前進し、ろと絶叫し、また他の一團の者は、恰かも手綱を放れた奔馬のように、トランスヴァール中を暴れ廻らうと喚き出し、あわや警護の警官二十餘人を一蹴して、流血の慘事を惹起しようとしたので、ポーラックは他の幹部らと先陣に駆けつけて制止し、かれ等本來の目的はヨハネスブルグ行きでは

なく、監獄行きであることを想起せよと警告して、辛うじて彼等を鎮めた。そこで彼等は順次に客車内に入れられたが、乗車中は約八時間ばかり、飲みものも食べ物も給されずに閉ぢ込められてゐたのである。

いよく發車となると、別れを惜しむ印度婦人たちは、武装の警官たちに引きとめられながら、涙を湛へ、聲を震はして、客車中の男子たちを勵ますのであつた。やがて列車は除々と軋りだし、約二千の見窄らしい勇者たちは、呪はしい監獄入りのためとは云へ、男子成さんと欲して成し得た満足と、かの悪税廢止の希望とに輝きながら、見送りの婦人たちへ最後の視線を投げ、ナタールへと運ばれた。そして彼等はそこで投獄されたのであつた。これが偉大な、そして感傷的な印度人「進軍」の大團圓である。

「ロンドン・タイムス」は、この事件を以て、受動的抵抗の歴史中、その純真なる精神を最もよく發輝したる驚嘆すべき事件であると稱した。然り、この擧は、その發起人たちが當初いとも樂しげに耽つた夢想を思ひ通りに實現し得たものである。そしてそれによつて受動的抵抗者たちは、



世にも稀れなる彼等の辛抱強さと、自己犠牲とを世界の人々に示し得たのである。若しこれを失敗と断するものがあるなら、それは皮相の見方と云はなければならぬ。なぜなら、若しあの同盟罷業者たちが、あれほどにも信任してゐた首領たちの下に、あれほどにも偉大な自制力を發揮し得なかつたとしたなら、その結果はどうなつたであらうか。それは戦慄すべき惨劇の演出にきまつてゐる。然るにそこには、一の掠奪なく、一の混乱なく、そして一の暴行もなく、しかも政府の凡ゆる陰謀や努力も彼等の兩植民地に於ける横行と濶歩とを如何ともすることができなかつたではないか？

われ／＼は受動的抵抗軍の行進について、少しく詳細に述べすぎたかも知れぬ。それ故に、これに關聯して起つた附隨的の諸事件——例へば、印度に於ける輿論の激昂や、印度總督ハーディンダが、みづから印度の輿論の先頭に立ち、マドラスで有名な演説を試みたこと、及び、調査委員會の設置を要求したこと、アンブシル卿の設けた委員會が熱心に印度人側を援助したこゝこ、英

帝國政府が大急ぎで植民地政府に干渉し出したこと、遂にこの運動の首領たちは釋放されるに至つたこと、その他々々——については省略しなければならぬ。そして最後に云はなければならぬ重要な一事は、一九一四年七月、印度人救濟條例が國會を通過したことである。それによつて迫害者と非迫害者との、この空前の闘争は、遂に非迫害者側の勝利に歸して、三ボンド税は廢止され、印度人の婚姻問題も有利に解決され、また、人種的制限も撤廢されて、英植民地に於ける印度人は、初めて正義と平等とを完全に享受することができるようになつたのである。

#### 十、ロンドンに於けるガンディ夫妻

一九一四年七月、ガンディはゴクヘール危篤の報に接したので、急いでロンドンへ行つた。恰かも世界大戦勃發の際であつたが、彼れが着いた時には、ゴクヘールの病氣は既に危険界を脱して、次第に快方に向つてゐた。

ガンディの責任觀念は、こゝでもまた顯はされた。彼れは帝國の非常の際に、凡ゆる力を傾倒



してそれを助けるのは、印度の義務であると考へた。彼れは直ちにロンドンで印度人義勇野戦病院隊の組織に着手した。そして、彼れ自身はもちろん、僅かに數週前に生きるか死ぬかの重病から脱れたガンディ夫人までがそれに加はつた。しかし多年の緊張した生活、自分の身體のことなどを念頭に置かなかつた非衛生的な生活、及び、心を淨める手段として屢々長期の絶食を試みたこと——これらのことは、あまり健康でもない彼れの身體を何時しか損なつてゐた。で、公私の知己たちは、漸くのこゝで彼れを説いて、夫妻伴つて直ぐに印度へ歸國させることにした。

## 一一、母國に歸る

一九一五年の初めに彼れが母國に着いて以來、彼れの行動は全印度の注目的となつた。アポロ・バンダーに於ける公式歡迎裡の上陸から、彼れの通過する途々の光景は、全く凱旋將軍の歡迎そのものであつた。たゞその際、彼れの師、ゴバル・クリシナ・ゴクヘールの訃音が、一抹の深き悲しみを齎した。ゴクヘールは「國土の福利」の祭壇に、彼れの健康と生命とを捧げつくしたのである。

る。

印度政府は豫てガンディの功勞を英本國政府に具申して置いたので、彼れは歸るとすぐに皇帝からカイゼル・イ・ヒンド黄金章を授けられた。

彼れはゴクヘールに、少くとも一年間は印度の問題について公式に口を開かないといふ約束をした。何故にゴクヘールはさうしたことをガンディに約させたか云へば、それには理由がある。ゴクヘールはガンディをひそかに自分の後繼者として望みをかけてゐたが、發賣禁止の小冊子「印度自治」に述べられたガンディの極めて急進的な意見を讀んで、少しく不安になつた。その意見といふのは、文化の程度は世界中どこでも似たようなものであること、印度には印度固有の文化があつて、それは印度人に最も適したものであること、西洋の現代産業的文化によつて打ち建てられた奢侈の障壁の愚かなること、それは絶えず人間同志を離隔させ、かれ等は無精神な機械的勞作者になすこと、またそれは、物質に對する精神の勝利を表象する神聖なる母國を侵さんと脅しつゝあること、を述べたものである。またゴクヘールは、或る問題でガンディの意見に感服できな



いことがあつた。さうしたことから、先輩であるところの彼れは、ガンディは多年印度を離れてゐたので、印度人の生活の或る方面を理想化するようになったのだ、それ故一箇年間の旅行と観察とは、彼れの考へを再び正しくするであらう、と考へたのである。もし兩者のうち何れか、正しいものとするれば、果して何れの診断が正しいであらうか？ それを示すものは、たゞ「時」だけである。

### 一二、サチアグラシラム

ガンディは郷里のグジャラト縣の首府アーメダバードに永住的住居を構へ、そこにサチアグラシラム（修道院）を設けた。彼れはそこで、禁欲生活と公共的善への奉仕とを基礎とし、各人は機織りその他の筋肉労働によつて自活するところの、公共的奉仕者を幼年から育て上げようと企ててゐる。

### 一三、チャンバラン事件

ガンディが歸國後最初に關係した著名な事件は、チャンバラン事件であつた。同地に於ける地主と小作人との間には、待に藍栽培に關して可なりに長い間紛擾が續いた。ガンディは小作人側から事情の調査を求められたので、一九一七年四月十七日、ムザファルプルに到着し、そこから汽車でモチハリに行つた。すると翌日地方廳から「貴下が當地へ來らるゝことは秩序を亂し、貴下の生死をも計られぬ騒動を惹き起す虞れがあるから、次の列車で本區を退去されたい」といふ通告状をうけとつた。それに對して彼れは、次の如く答へた。

「公共的責任觀念から、私は本區を退去することができないことを申上げるのは、私の義務であると感じる。しかしもし當局が望むであらうならば、不服従の刑罰を甘んじて受けるであらう。私は、私の目的は煽動にあるらしい」といふ區委員たちの言を絶對的に否定する。私の望みはたゞ「本當の事情を探るにあるので、私が自由である限りは、このことを中止するわけには行かない。」彼れは更に區長官に當て、一陳述書を呈出した。それによつて、彼れに出された通告状は取消され、その七月初旬、ビハール栽培人調査委員が任命されて、ガンディも亦その委員に加へられ



た。一九一七年十二月、チャンバラン土地法案は、この委員会の調査報告を基礎として作成され、首尾よくピハール立法議會を通過した。

#### 一四、カイラ事件

グジャラト州カイラは、一九一六年から七年にかけて大凶作であつた。租税規則によると、もし牛産が四分の一に減じた場合には納税全部の免除、もし約四分の一以上三分の一以下であると、半額免除の定まりであつた。政府は凶作地總計六百ヶ村の内、一ヶ村納税全部免除、百四ヶ村半額免除を許しただけなので、百姓たちは、政府の計算法が正當でないと主張し、これに關したガンディ及びウィ・ゼー・バテルの調査も同様であつた。一九一八年二月、ガンディは、ボンベールに於てカイラ紛議の真相を演説し、最後に次の如く云つた。

「政治家は人民に對して、かれ等の權利について助言する權利がある。權利のために戦はぬものは奴隸と云つてよい。かゝる人民は自治に値ひしない。もし役人たちが、現在の決定通りに人民

から徴税すべきであり、しかく強制すべきであると考へるならば、問題は紛糾するばかりである。もしさうした場合になれば、人民に權利の助言をした人々は、終局まで人民の味方となるであらうことを予は明言する。」

三月二十二日、ガンディは、遂にナディアドの會合に於て、百姓たちに受動的抵抗の手段に訴へることを勧め、直ちに賛同者二百餘人の調印を了した。次いで三月二十八日、その顛末を新聞に發表した。そしてその結果については、ガンディ及びバテル連名で、カイラ人民に寄せた覺書中に「收税官は曩日のウテルサングに對する如き命令は、全區に適用すべきでない」と答へたので、人民の希望は遂に達したわけである。われ等は「この讓歩に對して收税官に謝すべきである。」と記してゐる通り、首尾よく成功したのである。

#### 一五、アーメタバードの同盟罷業

何等かの形式に於ける受動的抵抗は、社會の凡ゆる疾病に對してガンディが常用する最後の萬



能業であつた。彼れは決然たる勇氣を以て、それを用ひた。そして少くとも成功と失望とは相半ば位はしてゐた。しかしながら、正義の追求に於ける成功と失敗とは、ガンディストにまつては、殆んど眼中になかつた。

一九一八年三月、アーメダバードで工場職工のストライキ事件が起つた。當時職工たちは、疫病流行のために七十パーセントの特別手當を給されてゐたのが、その終熄により減じられようとしたので騒ぎとなつたのである。工場主の方は、二十パーセントに減じると云ひ、職工たちは五十パーセントを主張したので、ガンディらは、その調停の衝に立ち、三十五パーセントを適當と決定した。然るに工場主側がそれに應じなかつたので、遂に彼等は職工側に立つて、二十二日間もストライキを續けたのであつた。ところが、罷業者中續々裏切者が現はれるので、ガンディ及びアナスヤバイ夫人は斷食の誓ひをし、稟乎たる決意を示すに至つた。そのため問題はガンディの意見通りに解決された。彼れは斷食について次の如く云つた。

「予はそれが予にとつて最も神聖な時であると感じた。予はかくまで嚴肅に誓つた約束の違背を

忍ぶことは出来ない。予は彼等が三十五パーセントになるか、或ひは彼等が斃れるか、その何れかになるまで斷食することを宣言したのである。」

かゝる事情から、ガンディは歸國後先づカイラの人々と親しくなり、また労働階級の人々に多くの渴仰者を作り得たのである。

### 一六、デリー戦争會議

ガンディは一九一八年四月のデリー戦争會議に招かれた一人であつた。最初彼れは、自治同盟會長チラック及びベサント夫人、アリー兄弟が同會議に招かれてゐないからといふ理由で、相談に與ふことを拒絶した。が、總督との個人的會見で切に勧められたので、遂に出席したけれども、會議の席上では、簡單に政府支持に賛成の旨を述べただけであつた。會議後間もなく彼れの公けにした公開状は、明瞭に彼れの立場を述べてゐる。彼れは云ふ――

「この危急の際に、私たちは、既に決議したように、近き將來に於て、帝國の他の海外自治領と



同様の協同者<sup>ガートナー</sup>たらんことを望んでゐるところの帝國に、心からの決然たる援助を與へなければならぬと考へます。しかしながら、私たちの答申は、さうすることによつて私たちの目的が、他の凡ての手段よりも最も速かに到達されるといふ期待によることは明白な事實であります。かかる次第で、義務の遂行はそれに相應したる権利を自然的に附與されるべきであるゆゑに、印度人民は、閣下の演説で暗示された、近き將來の改革が、國民議會同盟案の主要な原則を採用するであらうと信じてゐるのであります。會議に於ける多くの議員たちが、帝國政府に對して好意ある協同を申込んだのは、この信用からであると信じます。もし私が國人を引き戻すことさへできるならば、私は彼等をして凡ての國民議會決議を撤回させ、大戰繼續中は、「自治」とか「責任統治」とかを一切口にしないようにさせるのであります。また印度をしてその凡ての屈強な男子たちを、この危急の際に於ける帝國に對する犠牲として捧げるのであります。そして私はかくすることによつて、印度は帝國内で一番愛せられる協同者となり、人種的差別などは過去の夢となるであらうことを知つてゐます。しかしながら實際に於ては、智識階級の凡ての印度人らは、より効力の

少ない進路<sup>(註。暴)</sup>に進むことに決して居り、そして今日ではもう彼等知識階級が民衆に勢力がないなど、云ふことはできなくなつてゐます。

私は、眞正の自治が、できる限り速かに現實とされること以外には、何物も印度人民を満足させ得ないであらうと確く信じます。私は、この目的を達するためには、如何なる犠牲も大き過ぎはしない、と考へてゐる印度人も多數あることを知つてゐます。かれ等は、かれ等の最後の地位に達するためには、現在かれ等を支配してゐるこのころの帝國のために犠牲を拂ふことを覺悟しなければならぬ、と考へてゐるほど覺醒してゐます。その結果私たちは、帝國の危難を救ふために、黙々として全精神を捧げることによつてのみ、私たちの旅行を目的地に早めることができるかと考へるのであります。この根本的の眞理を認めないことは、國民的自殺となるでありませう。私たちは、帝國を援助することそのことに於て自治を獲得し得ると考へなければなりません。それ故に、帝國の防禦のために、できる限りの人を差し出さねばならぬことは、私はよく判つてゐますが、財政援助については、同じこゝを云ふことができないのを遺憾とします。私は、百



姓たちとの平素の親しい接觸によつて、印度は既に能力以上を帝國大藏省に與へたゞ信じさせられてゐます。かく云ふこゝみに於て、私はわが國人の大多數の意見を代辯してゐるのであります。』

### 一七、ウイリンドン卿と自治主義者

一九一八年六月十日、ボンベール州知事ウイリンドン卿が、議長としてボンベール戦争會議を主宰した際、たゞゞ自治主義者を非難したので、自治同盟會長チラクは奮慨し、直ちに滔々として彼れの政治的意見を述べて、これに應酬した。ウイリンドン卿は彼れの退場を命じ、かくて自治同盟會員は袂を連ねて退場した。

六月十五日、卿に對する反抗的會合がボンベールに開かれ、ガンディはその議長に推された。彼れのその際の演説に云ふ。――

『ウイリンドン卿は、自治同盟會員と自治主義者とを區別して云はれた。私は自治主義者でない印度人の存在を考へることが出来ない。私のように、自治同盟會員でないところの自治主義者は

幾百萬人かゝる。私は自治同盟會員ではないが、この機會に多數の自治同盟會員に、私の心からの尊敬の意を表したい。私は同盟會員諸君の多くが、わが母國のために何等かの犠牲をなし得ることを知つてゐる。』

### 一八、大戦の補充兵募集

ガンディは大戦の補充兵志願を熱心に勸説した。自治を得んとせば、かれ等は帝國政府を援けねばならぬことを、口により、また、ペンによつて説いた。次にカイラの人たちに對してなした演説の一節を引かう。

『諸君は如何に平和的に政府に抵抗することができるか、如何に政府の人々を傷けずに諸君の恃を保つことができるかを嘗て見事に示した。私は今や、嘗てあれほど政府を相手として闘つたにも拘らず、諸君は少しも政府に敵意を有たない絶好の機會を諸君に示さうと思ふ。諸君はすべて自治主義者であり、或る諸君は自治同盟會員である。自治なる一つの意味は、我々が帝國の協



同者にならねばならぬといふことである。今日まで我々は屬領の人民である。我々は英國人が有する凡ての権利を享有してゐない。カナダや南アフリカや濠洲のように、帝國の協同者ではない。我々は英國人同様の権利を欲する。海外領域を以て、帝國の協同者たることを切望する。さうした状態になるには、我々は自己を防衛する能力を有たねばならない。即ち、武器を使用する能力を有たねばならない。我々が自己の防衛を英人に依頼しなければならぬ。即ち、軍隊の恐怖から脱けぬ。我々は英國人と同等の協同者として認められるわけには行かない。それ故に我等は、武器の使用を學び、そして自己防衛の能力を獲得しなければならぬ。もし我々が最も速かに武器の使用を學ばんと欲するならば、我々は軍隊に入らねばならぬ。そして自治を得べき最も容易な、最も眞直な道は、帝國の防衛に與ることである。』

### 一九、モンタギューの制度改革

以上述べ來つたところによつて、如何にガンディーが戦後の制度改革に希望をつないでゐたかが

明かであらう。

一九一七年末に、英國印度事務大臣モンタギュー一行が印度に來た。一行の目的は、制度改革の調査であつたが、その使命を終へて歸國の途に上つたのは翌一九一八年四月であつた。一行の滞在中は、各方面から改革意見を徴し、かくて一九一八年六月、印度改革報告書は、英國印度事務大臣モンタギュー、印度總督チルムスホード卿の連名で發表された。本案についてガンディーは、「サーヴァント・オブ・インディア」紙に意見の發表を求められたので、同年七月十八日、左の意見書を寄せた。

『現在の統治は、頭ばかり大きく、今にも潰れさうなほど濫費的である、といふ事實を認めないところの如何なる改革案も、印度を利することはできない。私の考へでは、もし法律、秩序及び善政を得るために、民衆が膏血を絞られて貧乏のどん底に沈められたとすれば、その代價はあまりに高價すぎる。我々の改革協議會の標語は、國家の發展に伴ふ費用の増加に對する租税の増徴ではなくて、國家の有機的發展の基礎そのものを搖がさんとする財政的負擔の削減でなければなら



ぬであらう、もしこの根本的事實さへ認められるならば、私たちの異心に疑ひをかける何等の必要がない。そして私は、他の凡ゆる點に於て、英國の利益は、恰かも英國人自身の手の中にある時と同じく、印度人の手に於て安全であるべきことを斷言して間違ひないを考へる。

今述べた理由から、我々は高級文官の半數を速かに印度人とせよ、といふ國會議員同盟の要求を容れるように願はざるを得ない。』

## 二〇、ローラット法案とサチアグラハ

然るに間もなくガンディが全精神をこめて起たなければならぬ運動が起つた。印度政府は、所謂ローラット法案の通過を固執した。そのローラット法案といふのは、印度人が今まで享有したる極めて少い自由を更に縮小せんとするところの、暴動取締法案である。この新法案に對して、全印度人は一齊に反對した。政府側のうちにも、もしこの法案が通過するならば、眞に怖るべき結果を見るであらうと憂慮する者が少からずした。然るに、暴動の陰謀を發見したる政府は、頑と

して輿論を無視し、遂にこの條例を發布するに至つた。

ガンディはこの法案に對して激しく反對し、全國を巡り、全精力をあけて、筆及び舌によつて民衆に訴へた。しかも凡ての立憲的運動方法が無効に終るや、彼れは例によつて彼れ獨特の手段——サチアグラハの手段をとつた。(サチアグラハについては、この傳記の終りにある「サチアグラハから非協同」へを見よ)

一九一九年二月二十八日、彼れは國人の署名と遵奉を乞ふた重要な一誓約を公表した。その文に曰く、

「一九一九年の印度改正刑罰條例第一號、及び同年の刑罰(緊急)條例第十號の兩條例は、自由と正義との原則を覆へし、而して社會全體及び國家それ自體の安寧の基礎たるべき、個人の本質的權利を破壊する不正の法案と認めらるる故に、たとひ今後任命せらるる委員會により多少の修正を加へらるゝとも、兩法案の法律たる場合には、兩法律の廢止されるまで、それに対する服従を平和的に拒否すること、及び、この闘争に於て我等は心から眞理に遵ひ、生命、身體又は財産に對する一切の暴行を差し控ふべきことを固く誓ふ。」



この兩法案が議會に上程されるや、ガンディは法案否決の氣勢を昂むるため、各地に遊説した。彼れはアラハバッド、ボンベ、マドラス、タンデョール、トリチノポリ、チュチコルン、ネガバタン等に於て、サチアグラハの原理と實行とを極力説いた。

一方、デリーに於ける立法議會は、ローラト法案を可決して、會議は閉會となつたので、國を擧げて鼎の沸くが如く、殊にデリーに於ては、三月三十日の朝から騒ぎが始まり三日間も續いた。次で四月六日のサチアグラハ日には、ラホールでは全市を擧げて怠業した。十日にはアムリトサル市に騒動が起り、一旦鎮靜したが、その翌日、ヨーロッパ人による殺戮及びガンディ逮捕の噂が出たので、その夜から再び暴動が起り、十三日に至つて軍隊の力で解散された。その際、各所で死傷者を出したが、特にアムリトサル市に於ては、將軍ダイヤの命令の下に群集に發砲し、三百七十九人を殺戮し、一千餘人を負傷させたといはれる。これが有名なるバンヂャブの虐殺事件である。

ガンディはボンベに於てバンヂャブの暴動を聞くや、各所の受動的抵抗者たちにサチアグラハ

の宗教的精神を明かにし、暴行の不可なることを戒め、かくて騷擾鎮撫のため、デリーに向はんとする途中、四月十日の朝コーシに於て、政府からバンヂャブ州及びデリー區入りを禁ぜられ、その後程なく當分ボンベ區に居住を限定されてしまつた。當時、ガンディは、秘書デサイに使書を托し、特に彼れの逮捕を奮激して、眞理に背き、暴行を行ひ、その結果神聖なる動機を無にしてはならぬことを述べた。それより少し前の四月七日に、ガンディはボンベに於て出版條例を拒否する目的で、無登録で「サチアグラヒ」と稱する小新聞を發行して、彼れみづから編輯人になつた。

彼れがバンヂャブ州及びデリー入りを禁止されてボンベに歸つたのは、四月十一日の晩であつたが、彼れは更にその區以外に出ることを禁止された。

一方、諸方では盛んに暴行が演ぜられるので、四月十八日、彼れは運動の一般的一時中止を命じなければならなくなつた。彼れは同日、ボンベで演説して云ふ。――

「私は市民的不服従の一時的中止を勸告しなければならぬのを悲しく思ふ。私がかゝる勸告を



するのは、この運動の効力に信を置かなくなつたからではなく、もし、そんなことがあり得るなら、今までよりも一層その効力を信じてゐるからである。私のサチアグラハの法則の概念は、私をして一時的中止を提言させるのである。私は民衆運動に船を乗り出した時、悪の力を見くびりすぎたことを悔ひる。それ故に、私は今暫く中止して、現状に處する最善の方法を考へなければならぬ。しかし、さうは云ふもの、アーメダバード及びビラムガウムの惨劇に關する周到な調査からして、サチアグラハは暴徒の暴行と何の關係もなかつたこと、暴徒によつて立てられた禍害の旗の周圍に集つた人々は、主としてアナスヤ・バイと私とに對する熱情からさうしたのである事を私は信じてゐると申上げたい。もし政府が私のデリー行を妨げるといふ拙策をとらなかつたならば、そして私をして彼等の命令に「不服従」するようさせなかつたならば、アーメダバード及びウィラムガウムは、先週の惨事から免かれ得たに相違ない。云ひかへれば、サチアグラハは、それらの惨事の原因でもまた機會でもないのである。むしろサチアグラハの存在は、暴動的氣勢を可成りに緩和させたと云つてよい。」

## 二、回教徒問題

サチアグラハ運動の一時的中止後約一年、ガンディは英國政府に對して非協同を宣言するに至つた。それは一九二〇年の初めであるが、その原因となつたものは回教徒問題とバンデチャブ事件である。先づ回教徒問題について述べよう。

この回教徒問題の由來を詳しく述べれば際限がないが、極めて簡単に云へば、回教徒に對する英國首相ロイド・ジョージの食言に起因する。ロイド・ジョージは、印度回教徒兵募集に際して、戦争が如何に終結するとも、トルコの宗主権は保全すべきことを聲明した。しかるに、平和克復後に於ける聯合國側のトルコに對する態度は、回教徒をして不安の念を抱かせた。しかも彼等は、英首相を信頼して、ひたすらトルコ平和條約の満足なる締結を望んでゐたが、それが遷延するのと、且つその風向が次第に悪いので、ますます不安の念を高められつゝあつた。この回教徒の不安と憂悶の情は、遂に一九一九年十二月十三、十四兩日の「平和祝賀」を機會として、爆発する



に至つた。即ち回教徒は、トルコ問題が解決されなければ、非平和を一般に記憶させる必要があるといふ理由で、「非平和祝賀會」委員會を組織した。ガンディも亦この機に於て、回教徒の不安に同情して蹶起した。彼れはトルコ及びカリファット(豫言者「ホメツト」の宗俗兩界の相續者)の位置を戦前の位置に復すべしとの回教徒の主張を支持し、休業日を定めて宣言した。彼れが南阿在任以來、印・回兩教徒の結合のために努力し、常に回教徒の味方であつたことは、現に彼れが「印度教徒は回教徒よりもその數が多數であり、教育も知識も進んでゐるから、かれ等は回教の兄弟へ何事も讓歩してやるのが至當だ」と云つたのでも分る。

次いで一九二〇年の初め、回教徒は最近のアルメニヤ殺戮事件によつて、歐米の反トルコ感情挑發の情報に接したので、ます／＼トルコの前途を憂ひ、遂に從來幾度か計畫されて成らなかつた印・回兩教派の團結を成就させるに至つた。

間もなく同年三月九日にはキラファット委員會が設けられて、マドラスに會合を催し、多數の印度教徒の名士も參會して、カリファットに忠誠を誓つた。そして、

「トルコ人に對して、ヨーロッパ及びアジアのトルコ領土に於ける完全なるトルコの主權を確保せず、またトルコ皇帝に對し、アソビア、バンスタイン、シリア、メソポタミヤに於ける宗王權を保障せず、且つイスラム聖地の守護者として、回教君主の位置を確保しない條約が若し締結されたならば、戰勝のため聯合國を援助したる印度は、決してこれを承認すべきでない。」と決議し、三月十九日を以て休業日とした。

かくて國民的運動は、江河を決する勢ひで急轉直下した。三月十四日にはキラファット事務所がカルカッタに設けられた。同月十七日には、回教徒代表者と英國首相ロイド・ジョージとの會見の結果が絶望であることが分つた。首相の答へは、

「トルコのみを他の基督教國に適用する原則以外に置くわけには行かぬ。トルコはトルコの領土に政治的權力を保持する以上、その領土外にまでそれを延長することは許すことができない。」といふのであつた。そしてそれは明かに彼れの前言を裏切つたものである。

この報が印度に達するや、シャウカット・アリーは覺書を發し、三月十九日を以て「トルコのため



の断食及び哀愁の日」と定め、當日各人の休業を宣言するに至つた。シャウカット・アリー及びマホメッド・アリーの兩兄弟は戦時中共に抄獄され、最近の特赦によつて釋放された、回教徒の進歩的首領であり、ガンディとは終始論はず手を携へて行動してゐる人物である。

マドラス州國民議會は、三月十九日の怠業に加擔すべきを唱へ、同市に於ける著名の印度教徒及び回教徒に連署して檄を飛ばした。

### 二二、バンチャフ事件

一九一九年九月即ちバンチャフ事件勃發後、漸く七ヶ月を経て、印度政府は急進、溫和兩派の熱烈なる全國的要望に迫られて、その事情調査のため、ハンター卿外七名の委員を任命した。かく調査の開始が遅れたのは、アフガニスタン戦争のためといふ遁辭もないではないが、その當時直接責任者から政府に對して只一片の簡単な報告があつたのみであるのに、それ以上の報告を命じもせず打ち捨て、置いたことは、何と云つても政府の手落ちであつた。その上、その地の人

民に對する救済は何等講じられず、また、ハンター委員會は組織された計りで、未だ調査の着手もせぬのに、先づその衝に當つた吏僚のみを保護するために、新たに責任解除條例を制定したことは、たとひそれが「秩序を維持するために、善意に且つ正當に行動したる」者だけに限つたとしても、穩當の處置とは云はれなかつた。且つ、ハンター委員會の報告書は、その任命後八ヶ月を経て、一九二〇年五月二十八日になつて漸く發表され、しかも人種的感情から、委員の議論は二つに分れ、その報告書までも別々に作製されたのであつた。その兩者の異なる要點は、當時戒嚴令を施行するほど事態は重大であつたか否やの點である。この委員會の報告に基づいて、當面の責任者なるバンチャフ州副長官サー・マイケル・オードウヤー及び將軍ダイヤーを初めとして、それら退職を命ぜられたが、その寛大の處置はまた國民忿怒の種となつた。殊に印度人を怒らしたのは、將軍ダイヤーの態度であつた。彼れがアムリトサル市の事件に關して、印度第十六師團長スタッフに書き送り、その後ハンター委員會に提供された書狀の一節に、かく書いてゐる。

「人は大恐怖に襲はれなれば、大勇氣は出ぬものである。(當時彼れの率ゐた兵士は百人であつた)予は事件を各



方面から考慮した。予の責任觀念と予の軍人精神とは、予に發砲を勸め、そして予の良心もまたそれを肯定した。予の眼前にあるのは今朝の暴徒だと思つた。予は直ちに發砲し、そして群集の解散するまで打ち續けた。予は發砲によつて、一般群衆に或る心理的效果を生じさせるのを以て予の責任と信じたのであるが、その發砲は僅かに予の行爲を理由あらしむべき最少限度であつた。當時もし予にしてみつと多數の軍隊を有して居つたならば、その死傷者は一層多數であつたであらう。それは、たゞ群衆を解散さすだけの簡単な問題ではなかつたので、予は軍事的見地から、たゞ眼前の人たちのみならず、もつと廣くパンチャブ州全體の人民に對して、充分なる心理的效果を生じさせるためにやつたのである。かゝる場合に、残酷なりとの問題が生じ得る筈はない。」

將軍の行爲は、後に英國々會で問題となつたが、結局正當と認められて巨額の恩給を支給せられ、しかもそれは印度人の血税から支拂はるのであつた。

かゝる事情であつたので、溫和派の眞相發表を機とし、ガンディはこれを第一の理由とし、更に本件の眞因であるローラット條例の不法を第二の理由として、英國政府に對して非協同を宣

言するに至つたのである。

### 二三、非協同運動

かくて四月十七日にはマドラスに於て、大キラファット示威運動が行はれ、こゝでガンディの有名なる非協同四手段は採用された。

- (一) 名譽ある位置、稱號及び地位の辭退。
- (二) 司法行政官吏の位置辭退。
- (三) 納税の拒絶。
- (四) 巡查及び軍人兵士の辭職勸誘。

一方全印度國民議會委員は、五月三十、三十一の兩日、ベナレスに會合して、上記四手段を採用することに決し、なほ印度教徒の心を引付けるために、パンチャブに於ける官憲の殘虐及びモンタギュー・チェルルムスホード制度改革條例の不満足をその理由に附加した。



六月一日にはアラハバッドに於て、全般の行動を指揮する實行委員會が組織された。そして最後通牒は印度總督チエラムスホード卿に送附され、一ヶ月の猶豫期間を置いて、いよいよ八月一日から非協同手段第一號を開始することを聲明した。ガンディは當日になると、英國政府から受領したカイゼル・イ・ヒンド及びその他の勳章を率先して總督に送還し、且つ英國政府及び英國人民に對する非協同を述べた。サララ・デヴィ・チョウドランも勳章を返還し、ガンテウルの長官は辭職した。かくて非協同の挑戦は、いよいよ火蓋を切られたのである。

九月四日にはカルカッタに於て臨時國民議會が開催され、ガンディの非協同具體案は、八百八十四名に對する千八百二十六名の多數で採用された。

- (一) 稱號と名譽職との返却、及び政府によつて任命される地方役員の辭職。
- (二) 政府の接待會、總督の謁見、その他官吏によつて、或ひは、官吏のために催される官廳または半官廳的儀式への參列を辭退すること。
- (三) 官立、半官立乃至政府管理の下にある小中學及び専門學校から、學生を徐々に退學させ

ること。そして各州に於てこれに代るべき國立小中學並びに専門學校を設立すること。

(四) 法律家及び訴訟者をして英國裁判所を徐々にボイコットさせること。そして私的争ひ解決のため彼等の援助によつて私設仲裁裁判所を設置すること。

(五) 軍人、僧侶及び勞働者はメソポタミヤ勤務の補充兵を志願せぬこと。

(六) 新參議會の議員候補者の立候補取消及び國民議會の勸告にも係はらず立候補したる議員候補者に對する投票拒絶。

(七) 非協同は、それなしにはいかなる國民も眞の進歩をなすことができないところの、訓練と自己犠牲の手段に外ならない故に、また、非協同のきはめて初期に於ては、あらゆる男子、婦人及び少年にまで、かゝる訓練と自己犠牲との機會が與へらるべきであるが故に、本議會は、織物の大規模のスワデシ(内國製品のみを使用)採用を勧める。また、國人所有資本の現在の印度の工場は、國民の需要に充分應ずるだけの綿絲及び織物の製造能力なく、今後も近き將來にはその能力を得べき見込みもなき故に、本議會は、凡ての家庭が手紡ぎを復活させ、また獎勵を缺いたため



に彼等の昔の尊むべき職業を放擲したところの幾百萬の機械業者が手織りを復活させることによつて、大規模に製造高の増加を早速圖るこゝを勸ある

次に掲ぐるガンデーの「印度に於ける英國人諸君へ」と題した公開状は、非協同に關する彼れの態度を一層明瞭に語るであらう。

「親愛なる諸君よ！ 私が自分のことについて語るのを許されよ。私の考へるところでは、二十九年の繼續的公生涯に於て、英政府に對して、私でなければ何人も叛意を抱くべき事情に面しながら、しかも私のように協同に努力した者は、恐らく印度人として一人もあるまい。しかし私の協同は、諸君の法律その他による懲罰を怖れたためではない。そのことは諸君も信じて下さると思ふ。

私の協同は、英政府一切の活動は、結局印度の福利のためであるといふ私の信念に基づいたところの、自由意志によるものであつた。私は帝國のために、自分の生命を四度び危うした。私の行動は、何れの場合でも、祖國を帝國內の自治領と同等の位置に向上させるためには、かくしな

ければならぬと考へた堅き自信に基づいたものであつた。最近に於ては、去る十二月（一九一九年）私は信頼すべき協同について訴ふるところあつた。自分はロイド・ジョージ氏が氏の回教徒になした約束を履行すること、及び、バンジャブに於ける官憲の殘虐なる行爲に對して、政府は十分なる賠償をバンジャブ人に保障すること、この二事は確かであると信じきつてゐたのであつた。しかるに、ロイド・ジョージ氏の裏切り、それに對する諸君の贊同、及びバンジャブ事件の殘虐者に對する寛典は、政府の善意及び政府を支持する人民に對する私の信頼を全くこなぐくにしてしまつたのである。『進んで彼れは、非協同を執つたことについて述べて曰く、『われ等が戈を執つて立ち諸君の掌中の王笏を奪はんとするなどは、諸君は夢にも思はないことは自分も知つてゐる。諸君はまた我等がその事に於て無能なるをよく知つてゐる。なぜなれば諸君は、名譽の戰場に於て、われ等に健闘の資格なきを信じて居られるからである。この戦闘の勇氣——さうしたことはわれ等は無能である。しかし、この精神の勇氣——さうしたものは尙ほわれ等にも儼存する。われ等の精神の勇氣——それに對して諸君が必らず應酬し來ることを自分は期待する。自分は敢てこ



の勇氣の發揚に努めてゐる。しかし非協同は、自己犠牲の訓練のほか何物をも意味しない。試みに想へ、諸君の政治によつて、われ等が日増しに奴隸とされると知つた時、われ等は如何にして諸君と協同が出来るであらうか？ 自分の訴へに對してわが印度人が響應するのは、決してたゞ自分の宣傳の力のみを歸すべきではない。諸君は今やこの鼎沸せる國民的感情の鎮靜に關してその方法を研究されるであらう。自分は諸君に忠告するが、その方法は原因の排除の外にはない。諸君は尙ほ權力を擁してゐる。諸君は尙ほ印度に對する悪行を悔い改めることができる。諸君はまたロイド・ジョージ氏に、氏の約束履行を強制することができぬ。しかし自分は、氏が幾多の通辭を有してゐることを諸君に斷つて置く。諸君は總督チュルムスホード卿に彼れの位置を後賢に譲るよう強ひることもできる。諸君はサー・マイケル・オドゥワー及び將軍ダイヤーに關する諸君の意見を變更することもできる。諸君は印度人民の宿願に適ふ自治政府を許可するため、正當に人民によりて選舉され、そして人民の凡ゆる意見を代表する人民の首領と認むべき者の會議を招集することを、政府に強制することもできる。その他の解決手段——壓伏——それもまた諸君の

眼前に横はつてゐる。しかし自分はその失敗に歸することを豫言する。」

#### 二四、ボンベイの騷擾

ガンディが非協同を宣言したる一九二〇年五月から、彼れが遂に逮捕さるゝに至つた一九二二年三月に至るまでの、印度に起つた凡ての事件を細大となく網羅するこゝは、徒らに讀者の倦怠を誘ふばかりでなく、ガンディの生活のアウトラインを描かんとするわれらのこの小篇に於ては、その必要もない故に、われらはそれらの多くの事件のうちの一二について述べるに止めようと思ふ。

印度が英國に對して非協同を宣言してから約一年半後の一九二一年十一月に、ボンベイ騷擾が起つた。その原因は、英政府に對する印度人の反感にあるのは云ふまでもないが、その機縁となつたのは、實に英國皇太子のボンベイ上陸であつた。ガンディは、英國皇太子の印度訪問が公式に發表されて以來、彼れの國人に對して、皇太子のためになされる一切の公式會合に出席しな



いよう訴へた。全國の非協同主義者は、いはゆるハータル(一種のボイコット)を企圖し、店を閉し、すべての仕事を休止して、英皇太子をボイコットした。ボンペーでは、さうした活動は大なる騷擾と化し、ガンデーの日頃の非暴力の勸説を裏切つて、熱狂したる暴徒らは諸所に暴行を振り、サチアグラハ運動の幹部たちの心を傷ましめた。ガンデーは當時ボンペーにあつて、この慘劇を目撃し、直ちに民衆に宛て、感情の迸つた手紙を書いた。その手紙と幹部たちとの努力とによつて、ボンペーの擾亂は収まつた。

この恐るべき悲劇の自罰として、彼れは、完全なる平和が回復されるまで断食する誓ひを立てた。不思議なことには、二日目にはもう形勢は頗る緩和され、四日目には彼れは、協同主義者、非協同主義者、印度教徒、回教徒、ゾロアスター教徒、基督教徒等の會合の席上で、断食を破り、そして左のような感激に充ちた陳述をした。

『私は諸君の保證に信頼して、断食を破らうと思ふ。私はこの四日間、私の周囲の多數の友人たちが私に示してくれた友情に無關心ではなかつた。私は彼等の友情は永久に忘れないであらう。』

かれ等の切なる勸告によつて私は、この數日間居つたところの平和の天國から、波風荒いこの大洋に飛込まうとしてゐる、私の耳に吹き込まれた断食の辛さの説得にも拘はらず、私は飢ゑたる胃の腑のために心の和ぎを樂しんだことは眞實である。断食を破つてはもうその和ぎを樂しむことができないことを私は知つてゐる、私は他人の不幸な心を傷めないためには餘りに人間的である。そしてその不幸を輕める何等の救済法も見出されぬとき、私の人間性は、私をして、永く相見ない親友のように「死」との抱擁を戀ひ慕はせるほどに揺れ動く。それ故に私は、もしもボンペーに於て眞の平和が回復されないならば、また、もしも騷擾が再び持ち上るであらうならば、その結果として私は、尙ほ一層嚴しい自罰ペナルティにわれと赴いても、諸君は驚かれ、また悲しまれる必要がないことを、こゝに居られるすべての友人たちに今から申し上げて置く。もしも諸君が、平和が全く回復されたといふ點に少しでも疑ひを有たれるならば、もし各團體が猶ほ苦々しい感情を疑ひとを有たれるならば、もしも我々がすべて過ぎたる非違を忘れ、そしてそれを許す用意がないならば、私は寧ろあなた方が私に断食を破る勸告をなされないことを欲する。さうした差し控へ



を、私は眞の友情の印と考へたく思ふ。』かくしてガンディは、國內の一般民衆の道徳的感情を喚起した。

ボンベーに於ける不祥事及び當時繼續中であつたマラバルに於ける暴動のために用心深くさせられて、多分ガンディは自分の立場を反省し、そして非協同の歩を極端に進めないであらう、と一般から豫期された。ところが、事實はさうはならなかつた。國民議會は、この頃には既にガンディの命令を記録する機關となつてゐた。そして議會の委員會は、たび／＼非協同の實行方法を案出する役目に當つた。悲喜こも／＼の諸決議は、雷のような拍手に迎へられて、ひつきりなしに讀み上げられた。縣といふ縣は、互ひに競ひあつて、「市民的不服従」といふ、心をそゝる物珍らしい運動に飛び込んだ。

が、印度に於ける「市民的不服従」運動の發案者ガンディは、絶えずその危険に氣を配つてゐた。それ故に彼れは、「市民的不服従」戦に乗り出さんとする如何なる地方に對しても、その前に先づ彼れが附する條件を全部履行すべきことを誓はせた。そしてその條件は、極めて嚴肅なもの

であつた。

### 二五、カルカッタのハートル

皇太子の訪問と關聯して企てられたハートルは、程度の差こそあれ、到るところの地方で成功を見た。皇太子のボンベー上陸當日に於けるカルカッタのハートルは、熱狂者の示威その他によつて、驚くほど完全に遂行されたと云はれる。ベンガル商業會議所及び親英派の新聞は、形勢を重大視し、政府の消極的態度に對して、大なる不満の意を表した。政府は、この方面に於ける國民會議の活動を壓迫する目的で、當時全く翰の中に收められてあつたところの、刑法の改正法令を復活した。個人の任意でハートルの勧誘をすることが違法であると言せらるゝや、國民議會の首領たちは、これに挑戦し、命令に「不服従」して數千人が一度に投獄を要求せよ、と國民に訴へた。多くの名士は、公然と命令に反抗し、ハートルの勧誘者たちは、こぞつて法律上の結果を無視した。形勢は重大であつた。中立派の有力な人々は、政府と非協同主義者との仲裁を試むべ



き時機が来たと思つた。かゝる考へから、かれ等の或る者は、主なる非協同主義者並びに政府の人々と會見した。ロナルドシエー卿は、立法議會に於ける演説に於て、形勢の重大なることに論及し、政府の斷乎たる態度を聲明した。

皇太子を迎へたところの總督は、かうした事情は少しも知らぬ皇太子を待つてゐたところの、一風變つた「歓迎」を見て、當然に腹を立てた。

「可し！ 見ろ！」

彼れの腹の蟲は、恐らく斯く叫んだのだ。

### 二六、チャウリチャウラの慘劇

かゝる多事の間、年は變つた。われらの話もそれに應じて間を飛ばす。

一九二二年(即ち今年)二月十四日、ガンディがバルドリに於て、集團的の「市民的不服従」をまさに始めようとしてをつた時、チャウリチャウラに恐るべき慘劇が演ぜられた。幾人かのサチ

アグラハの人々も加はつた暴徒の一團は、警察署を襲撃して、その建物を焼き、二十二名以上の警官を撲殺した。何人かの巡查及び印度人巡查は、文字通りに焼き殺された。暴徒は到るところで狂暴を逞うした。

この事件は、「市民的不服従」を中止せよとの神からの三度目のお告げとしてガンディには考へられた。で、かねてのバルドリの計畫は、中止することになつた。十一日に、實行委員はバルドリに會して、政府の意に忤ふすべての行動——ピクケッチング(註。ハートル又はボイコット破りの監視)や示威行列さへも——を全く止めることを決議した。印度は、その活動の範圍を、「カヂー」織の製造といふ建設的な計畫にのみ限らなければならなかつた。實行委員會は、投獄を挑まんための凡ゆる活動の停止を勸告した。

ガンディによつて提議され、實行委員會によつて採用された、バルドリに於ける集團的の「市民的不服従」の中止は、ガンディの同志及び追隨者らの或者を怒らした。ガンディは彼等の攻撃に對して、二月二十三日の「ヤング・インディア」紙上に、次の如く書いてゐる。



「自分は實行委員會の決定の正しさをますますハッキリと感じる。そしてたとひ印度が私の行動を指弾することが分つても、私はそれを意に介しないであらう。私はたゞ、自分の義務をつくすことの外は出来ない。指導者は、凡ゆる種類の意見を有つてゐる人々によつて取り捲かれなければならぬが、しかし彼れが、彼れ自身の良心の指令に反して行動する時、彼れは無用である。彼れをシツカリさせ、そして指導するところの内心の聲を有たぬならば、彼れは錨りのない船のよゝうに漂ふであらう。とりわけ私は、世界の非難を意に介しないことは樂に能きるが、しかし、神の非難を意にしないことは考へ得られない。そして、もし私がこの騒動に於ける重大なる危機の際に、私の心中の勸告を差し控へるならば、私は、神及び真理の双方に反くことになるであらう。」

全印度國民議事委員會は、このバルドリの決議を考慮するために、デリーに開かれた。そこでその決議は同委員會によつて是認されたとは云へ、過激な非協同主義者の強硬なる要求をも満足させるために、それに重要な修正が加へられた。後になつてみれば、このデリー決議は、ガンディを迫害せんとする政府の腹を決めさせたことは確かである。

## 二七、ガンディ遂に逮捕さる

この數ヶ月間、ガンディの逮捕は差し迫つてゐるといふ噂が、ひろく行はれてゐた。ガンディは事の避くべからざることを知つて、一再ならず、國人に宛て、最後の手紙を書いた。しかるに三月の初めになると、その噂は一層ひろく行はれ、一層濃厚になつて來た。英國に於ける輿論の強硬化と、英國下院に於ける印度政策辯明の際の威嚇的なモンタギュー(當時の印度事務大臣)の演説とは、英國政府が既にガンディの逮捕に許可を與へたといふ事實を示した。チャウリチャウラ及びデリーの決議は、恐らくガンディに對して政府が斷乎たる手段を執るに至つた直接の原因であつたらう。ガンディは、自分の逮捕の日がいよいよ切迫したことを知つて、三月九日發行の「ヤング・インディア」誌上に、國人に宛てた最後の文を書いた。本書に掲げた「若し私が逮捕されたならば」は、實にそれである。

果してその翌日即ち三月十日に、彼れはアーメダバードの修道院で逮捕された。彼れが、法廷



に於ける審問の際に、如何に聖者の如き崇高なる人格を鮮かに描き出したかは、讀者は本書巻頭の「大審判」によつて知るであらう。

最後に申上げて置きたいのは、ガンディの演説文章中には、或る特殊な成句がたび／＼出て来る、そしてそれは、ガンディの生活とは、切り離すことのできない密接な關係があることである。それ故に、讀者諸君の便宜の點から云へば、それらの成句の意義を最初に明かにすることが、深切な仕方であると思ふ。それには幸ひに、ガンディ自身が説明した恰好の一文があるから、左に掲げることとする。

### サチアグラハから非協同へ

この國民的淨化の大運動から起る、あらゆる種類の題目に關する難かしい質問に答へること

は、私の屢々遭遇するところである。大勢の非協同主義者たちの仲間には、私がこの小篇のみだしに用ひた言葉の意味を、ハッキリ説明してくれと云つて來た。また、つい先日、サチアグラハは、場合によつては——例へば、妹が、兇漢のためにその貞操を脅かされた、といったやうな場合には、——暴力による抵抗を是認しないか、どうか、さういふ眞面目な質問を受けた。それに對して、私は、怒らずに、激せず、被害者と加害者との間に入つて、そして死を辭しないことが、最も完全な防禦である、と答へて置いた。私は更に、この(加害者にとつて)新奇な防禦法は、恐らく、彼れの情慾を潤らすであらう、従つて彼れはもはや汚れなき婦人を強姦したいとは思はずに、恥しさに彼女の面前から逃れたいと思ふであらうといふこと、また、たとひ彼れがさう思はないにしても、彼女の兄の勇敢な行ひは、彼女の勇氣を奮ひ起たして、同じく勇敢な防禦に當らしめ、一時默的にあつた男の色情に抵抗させるであらうといふこと、を附言して置いた。さうして私は、もし、あらゆる防禦にも拘はらず、意外にも、加害者の體力が被害者を壓倒したならば、その恥辱は、その婦人の恥辱ではなくして、彼女の加害者の恥辱であるといふこと、及び彼女と、



彼女の貞操を護らうとして死んだ彼女の兄とは、ともに、堂々と審判の玉座の前に立つことが能きるであらう、といふ事を述べることによつて、私の議論を確實なものにした。私は私の議論が私の聴き手を説服したとも、また讀者を説服するであらうとも思はない。世の中は今後も以前と變らぬであらう。しかし、この自己検討のときに於いて、有力な非暴力運動の意義を理解し、會得することは、ことだ。すべての宗教は最高の理想を高調したが、しかしいづれも、多かれ、少かれ、違背を許して、人間の弱點に幾多の讓歩をした。

私は今、種々なる言葉について私の與へた説明を要約することにしやう。しかし、正確な、そして簡潔な定義を下すことは、私の力の及ばぬことだ。

さて、サチアグラハは、文字通りの意味では、眞理を把持することである、だから、それは眞理の力を意味する。眞理は、魂または精神である。それは、それゆゑに、魂の力として知られてゐる。人間は絶體の眞理を知ることができない、従つて罰する資格がない、故にサチアグラハは暴力の使用を否定する。この言葉は、南アフリカの印度人の非暴力的抵抗を、同時代に起こつた

婦人參政權運動者その他の者の『受動的抵抗』パッシブ・レジスタンスから區別するのために、南アフリカで造り出されたのだ。

受動的抵抗といふ言葉は正則の英語の意味で用ひられ、婦人參政權運動並びに非國教徒の抵抗を意味する。受動的抵抗は弱者の武器であるを考へられた、そして今もさう考へられてゐる。それは、暴力——それは弱者には採り得ない——を避けはするが、しかし、受動的抵抗者が見て暴力の必要ありとなす場合には、それは必ずしも暴力の使用を否定しない。けれども、それは常に、武力抵抗とは區別されてきた、さうしてその適用は、かつては基督教の殉教者だけに限られた。

市民的不服従は、非道德的法令の平和的破棄である。この言葉は、私の承知してゐる限りでは、ソローが、奴隸國家の法律に對する彼れ自身の不服従を表はすために、新たに造つたものである。彼れは、市民的不服従の義務に關する立派な論文を残した。しかしソローは、恐らく、非暴力の徹底戦士ではなかつた。また恐らく、ソローは、彼れの法律違犯を、租税法、即ち納税だけに限つた。これに反して、一九一九年に使用された市民的不服従なる言葉は、あらゆる非道德的



な成文律の破棄を意味した。それは、抵抗者の市民的な、即ち非暴力的な法律無視を意味した。彼れは、法律の制裁を乞ひ、喜んで禁錮を受けた。即ち、市民的不服従は、サチアグラハの部門である。

非協同は、何よりも先づ、非協同主義者が見て腐敗してゐると考へる國家から、協同の手を引くことを意味する、さうして、上に述べたやうな猛烈な種類の市民的不服従を否定する。非協同は、その性質上、ものゝわかる子供にも可能であるし、また、民衆によつて安全に實行され得るものだ。市民的不服従は、法律の制裁を恐れずに、悦んで法律に違ふこいふ習慣を豫想する。それ故に、それは、たゞ最後の手段としてのみ、そして、兎に角最初は選ばれた少数の人々によつてのみ、實行され得るものだ。非協同もまた、市民的不服従と同じく、真理擁護を目的とするあらゆる非暴力的抵抗を包括するところの、サチアグラハの一部門である。

—「ヤング、インディア」所載—

## 序

ガンディの名は、今日、日本では可成りに廣く知られてゐる。しかし、ガンディが彼れの五十年の生活の後半期に於て示した人生に於ける生き方乃至彼れの思想に關して、一般の人々がその核心を確實に把握するに足るだけの材料——ガンディの傳記並びに彼れの發表した言説の充分な選集——は、まだ紹介されてゐないようである。自分はそれは、是非とも紹介さるべきものであると考へる。なぜであるか。

恐らく、ガンディを少しく知つてゐる人々は、彼れを以て一概にトルストイアンとしまたは、一概に——眞實さうであるかも知れぬが、しかし、極めて單純に——彼れをキリストに似た人物であるとして、たゞそれだけで——彼れの生活乃至思想によつて、自分たちの生活に些少の動搖をも感じる事なしに——済ましてゐる。一言にして云ふと、古來の



人類の大教師、大宗教家の教へに共通するところの『非暴力』と『愛』との福音の宣傳者であるとして、簡単に片附けてしまつてゐる。

なるほどガンデイは、『非暴力』と『愛』との使徒であることに違ひはない。しかし、同時にわれ／＼は、彼れの生活乃至思想即ち彼れの教へには、たゞそれだけで——たゞ『非暴力』と『愛』との福音である、と簡単に片附けることのできぬ——片附けるべきでないところのものがあることを知らなければならぬ。それは如何なるものか。

今の世にも、キリストをたゞ、偶像視する人々は恐らくは可なりが多い。云ひかへるとキリストを、キリストの生きてゐた時代と絶縁させて、彼れを恰かも幽霊のように、土壁のないところに立つてゐる一の觀念的人物のようになら考へられぬ人々が多くゐる。さうした人々にとつては、キリストも、ガンデイも、乃至釋迦も、殆んどけぢめのかね人物——大小の美は別として——映るに違ひないのだ。しかしそれは、飛んでもない誤謬である。

如何なる人間の生活乃至思想も、彼れが人間であるかぎり、當時の社會的狀態となん等の形に於て、有機的なコレスポネンスを有たぬものはない。そのことを知つたときにわれ／＼は始めて、キリストの教へから、何を眞理として無條件にうけ容れ、何を條件つきでうけ容れるべきか、といふことを考へる必要のあること——云ひかへると、同様の型の人類の大教師の間にも、微細なる差別相を見出し得ることを知るのだ。この故にこそ、ガンデイの生活と思想とは——それは彼れに於て渾然として一つであるが——同じ『非暴力』と『愛』の教へであるにしても、キリストの教へや、釋迦の教へやに比して、なん等の成心のない、普通一般のわれ／＼の胸に、他人事ひとことでなく、ぢかに響くのだ。

然り、彼れの生活と思想とは、極度に憚み多き現代人類の多くの者の胸に、ぢかに響く性質のものである。そこになん等のギャップがない。ガンデイの生活と思想とが、われわれの間に、たゞ皮相にでばなく、もつと／＼徹的に把握され、われ／＼の心臓に感じられるべきであると自分が云ふのは、この故である。では、彼れの思想の特色は、一言にして



云へば、どんなものであるのか？

彼れは、今云つたように、『非暴力』と『愛』との使徒だ。彼れの胸は、人類への愛で燃えてゐる。そして彼れは、『非暴力』は『暴力』に比して限りなく優れてゐることを、機會あるごとに説いてゐる。しかし、同時に彼れは、虐げられ、迫害さるゝ人々の生き方として、『受動的抵抗』といふ方法の採用を極力宣へてゐる。『受動的抵抗』とは、彼れの云ふところによると、『真理の力』又は『愛の力』の別名なのだ。しかし、凡ゆる不正、凡ゆる惡に對する強き抵抗を意味することは、彼れの生涯及びその説くところによつて、明かに推知される。彼れは、彼れの書いたものゝ中で、『若し、怯懦と暴力と、その何れかを選ばなければならぬとしたならば、自分は暴力を選ぶであらう』と確言してゐる。彼れの惡に對する抵抗は、如何なる意味のものであるかは、われわれはこの言葉によつてほど推知できるではないか。

勿論、ガンディも云つてゐるように、キリストも釋迦も、決して單なる愛の教理の宣傳

者のみではない。かれ等も矢張り、惡に對しては強く抵抗した。ガンディも云ふてゐる通り、キリストは神殿から兩替屋を追ひ出し、また、偽善者とパリサイの徒に神の呪ひあれと叫んだ。釋迦は、彼れを敵視する俗僧侶連の陣營に敢然迫り入つて、俗僧侶連をして遂に彼れの膝下にひざまづかした。これらの事實を忘れた——或ひは忘れた振りをして、キリストや釋迦をもつて、恰かも幽靈のように、地上以外のところ立つて、たゞ徒らに、恰かも大學教授が教壇から色んな學術語の連續である言葉の音波を放射するように、『愛』とか、『無常』とかいふ言葉を無暗矢鱈に空中に吐き出しただけのものと見るのは、大なる謬りでなければならぬ。

このことを受け容れたとき、始めてわれわれは、ガンディの説くところの、『受動的抵抗』、『非協同』又は『サチアグラハ』等の言葉が、何故に現代のわれわれの心臓に、力強く響くか、といふ理由を理解し得るのだ。

が、現代の多くの人々には、恐らくは、『非暴力』とか『愛』とかいふ言葉は、喜ばれな



いであらう。恐らくは嫌悪されるであらう。なぜなら、人類の大多数を占むるところの、人類の被搾取者たちは、かれ等の搾取者らから、長い間、かうした密のような甘い言葉でもつて、欺かれ來つたからである。かれ等が、そのために、これ等の言葉——それは多くの職業的宗教家たちのパンの種なのである——に對して、心から不快の感を抱いてゐるにしても、それは無理であるとは云へない。

しかし、われ／＼は、言葉に囚はれるのは、愚の極である。多くの同一の言葉は、正反對の立場の人々から、おの／＼自分側の擁護の言葉として使はれ來つたし、使はれてゐるそれ故にわれ／＼は、言葉に對して、常に喰はす嫌ひであつてはならない。われ／＼は、ガンデイの説くところの『受動的抵抗』即ち『愛の力』又は『真理の力』とは、何を意味するかを——その眞核心を把握しようと試みてもし、答である。

ガンデイの云ふところの『受動的抵抗』は、ガンデイ自身が云つてゐるように、あらゆる生活の方面に於て——政治界に於ても、一般の社會生活に於ても、または、家庭に於て

も用ひられる、八面無礙の生活利器である。またそれは、ガンデイの云ふところによれば婦人や少年にも用ひられるものである。そして自分は、そこにこそ、即ち、その使用が萬人向きであるといふ點にこそ、ガンデイの教への價值と力とはあり、われ／＼、賢者も愚者もが、彼れの思想にわれ／＼の心臓を觸れさせてみる價值があるのだと思ふ。更にまた諸君は、南アフリカに於けるガンデイらの受動的抵抗運動及び、印度に於けるサチアグラハ運動に注意深い眼を注ぐならば、ガンデイの説くところのものは、惱みと苦しみの熔鑪である。資本主義爛熟の現代社會の人生に於て、他の一つの有力なる生き方と相並ぶ價值があるところの、一つの有力な、眞實な生き方であることを悟られるであらうと思ふ。この意味に於て自分は、このガンデイ論集の公刊は必ずしも無意味ではないと信ずる。たゞ譯者は、ガンデイのかゝるものを譯する資格のりや否やを考へるとき、少からず慚愧たらざるを得ない。それ故に譯者は、出來るだけ原文に忠實に、そして、原文が平明であると同様に平明に譯出することにより、また、本書の讀者が、ガンデイの説くところのもの



か單に疲れた頭に休養を與へる娛樂物としてではなく、諸君の眠つてゐるかも知れぬ精神を搖り動かすところの一の警鐘として聽かれんことを、諸君に希望することによつて、僅かにみづからに對する申譯とする外はないのである。

一九二二年十一月初旬

譯

者

ガンディ論集 目次

ガンディの生活と事業……………(一)

大審問……………(一)

逮捕の間際……………(一)

一 もし私が逮捕されたならば……………(一)

二 逮捕と豫審……………(10)

三 豫審廷に於けるガンディの供述……………(11)

四 公判廷に於ける供述……………(13)

五 口頭での供述……………(13)

六 供述書……………(16)

七 判 決……………(15)

八 ガンディの答辯……………(16)

獄中より……………(16)



ハキム・アジマル・カーンへの手紙……………(元)

受動的抵抗……………(元)

一 受動的抵抗……………(元)

この考へを抱いた動機……………(元)

精神の力と物質の力……………(四)

史上の受動的抵抗者……………(四一)

國人への教訓……………(四四)

國民議會へ宛てた使信<sup>ラッセル</sup>……………(四六)

受動的抵抗闘争の利益……………(五〇)

二 受動的抵抗の理論と實行……………(五七)

三 精神力と印度の政治について……………(六一)

獄中生活……………(七〇)

その一 一九〇七年の入獄手記

一 獄中生活記……………(七〇)

視 察……………(七〇)

同志の増加……………(七二)

食 物……………(七三)

場所の狹隘……………(八五)

讀 書……………(八六)

最 後 に……………(八七)

その二 一九〇八年の入獄手記

勞 役……………(八九)

怖れの一夜……………(九二)

その三 一九一四年の入獄手記

ホルクストラスト監獄……………(九四)

なぜ私はホルクストラストから他へ移されたか？……………(九七)

プレトリーヤ監獄の第一日……………(九九)

食 物……………(一〇三)

看守の態度……………(一〇五)



監獄局長の訪問……………(107)

手 錠……………(108)

受動的抵抗の教訓……………(109)

獄中で讀んだ書物……………(111)

タミル語の勉強……………(112)

終りに……………(115)

二 入獄の意義……………(115)

飢餓同盟……………(116)

受難の理由……………(117)

何か目醒しいことを……………(118)

休 息 所……………(119)

論理的歸結……………(121)

必要な條件……………(122)

三 獄中の仕事……………(122)

四 模範囚徒……………(123)

非 協 同……………(123)

一 マドラスに於ける演説……………(123)

ロカマンヤ・チラク……………(124)

非協同の必要……………(126)

非協同は非立憲的であるか……………(130)

非協同と臨時議會……………(137)

議會排斥同盟……………(139)

辯護士と非協同……………(143)

親たちと非協同……………(144)

官稱保持者の義務……………(145)

英國への奉仕……………(147)

二 臨時國民議會に於ける演説……………(148)

三 劔の教義……………(156)

四 絶交同盟……………(158)

五 印度の婦人に寄す……………(159)



雜纂

- 一 聖人でもなく政治家でもない……………(一七)
- 二 受難の原理……………(二七)
- 三 労働者の権利と義務……………(三三)
- 四 自分の信念……………(三八)
- 五 死の恐怖……………(三九)
- 六 グヂャラット國立大學……………(四四)
- 校長の地位……………(四四)
- 純真な人格……………(四五)
- 親の責任……………(四六)
- 學生の責任……………(四七)
- 非協同の誕生地……………(四八)

目次 畢

大 審 問

— 逮捕の間際 —

一 もし私が逮捕されたならば

私の逮捕は差し迫つてゐると云ふ噂が再燃した。或る役人たちは、私が逮捕され

る筈であつた時、即ち二月の十一日か十二日に逮捕されずに済んだこと、及び政府の施政の邪魔をするやうなバルドリ決議が看過されてゐることは、何かの間違ひであらうと考へてゐるさうである。また、私を逮捕なり追放なりせよといつて、ロンドンで断えず起る騒擾には、今では政府もホト／＼閉口してゐるとも云はれてゐる。もし政府が個人的であると集團的であるとに拘はらず、市民的不服従が永久に姿



を消すことを望むならば、なせ私を逮捕しやうとしないのであるか、私にはその理由が分らない。

私はバルドリに於ける集團的の市民的不服従を中止するやう實行委員に勧めた。其理由は、あの反抗が市民的でなかつたからである。そして若し今日私が、全國の實行者に個人的の市民的不服従までも中止せよと勸告するならば、それは現状での不服従が、市民的でなく、犯罪的であることを知つてゐるからである。穩かな雰圍氣は、市民的不服従には缺くべからざる條件である。暴力の精神が漲つてゐること聯合諸州の政府が、チャウリ・チャウラの二の舞を避けるために、警官の増員を餘儀なくされることを見るのは、私にとつて情ないことである。凡ては起る要求があつたから起つたのだとは私は云はない。しかし、これらの諸州の或る地方に、暴力の精神が増大しつゝあるといふ證據として與へられた證明の凡てを無視することは不可能である。私はバンヂット・フリダヤナート・クンズルとは政治上の意見を異にしてはゐるが、しかし彼れを、故意に事實を曲げる男だとは思はない。官吏のうちでは

彼れは最も有爲な一人だと、私は考へてゐる。彼れは容易く情に驅られるやうな男でない。それ故に、彼れが何かについて意見を發表すると、私は直ぐそれに注意を拂ふ。彼れの立場が政府黨だといふ理由で、彼れの判断には着色があることを充分認めながらも、私は、彼れのチャウリ・チャウラ悲劇の報告を考慮の價値なきものとして、捨て去ることができない。尙ほまた、聯合諸州に於ける暴力的傾向と、無智な無檢束とについて、私に知らして呉れたザミンダルその他からの手紙を無視することもできない。私の手許には、議會の秘書が署名したバレイリ報告書がある。この報告書が信すべきものであるとすれば、官憲も狂的に振舞ひ、怒りのために逆上したやうであるが、我々も落度なしではなかつたやうである。あの有志者の行列は、市民的示威ではなかつた。それは我々自身の間にも、烈しい意見の相違があつたにも拘らず、決行されたのだ。集つた群衆は暴行はしなかつたけれども、あの示威の精神は明かに暴力的であつた。それは、我々の目的のためには全く不必要であるところの無力な暴力の誇示であつた。従つてそれは、市民的不服従の序幕とは云へない。



官憲は行列をもつと寛大な精神で取扱ふべきであつたこと、自治旗に干渉すべきでなかつたこと、また市公會堂の使用にも反対すべきでなかつた、——そこは會議所としての市の所有物で、事實上、市會の許可を得て數箇月間既に使つてゐたのである——といふことは、すべて本當である。しかし、我々は、常識や至當な分別に關してなら、とうに官憲を信用しなくなつてゐる。これに反して、我々が彼等に反抗したのには幾分の理由がある。といふのは、我々は彼等から不當と暴力の外何物も期待しないし、また、我々が彼等を憤らせるやうな従前のすべての示威運動を差控へたところが、官憲は矢張り同じ行動に出るであらうことを我々は知つてゐるからである。聯合諸州の政府が、事件を針小棒大に吹聴してゐることや、官憲側の挑發及びチャウリ・チャウラに於ける虐殺が與へた挑發などは一切棚に上げてゐることは、何も珍らしいことではない。私の關知するところは、彼等の口實となるやうなことは、我々は一切しなかつたといふことを、我々が云ひ切れないといふことだけである。それ故に、市民的不服従を中止したのは、罪滅ぼしとしてゐる。しかし、もし不穩の空

氣が一掃され、人民が『市民的』といふ形容詞の價値を十分認めそして實際に、精神に於ても行爲に於ても、非暴力的となつて來たならば、そして一方、政府は未だに人民の意志に屈しないと私が認めるならば、私は必ず、場合次第で或は個人的の、或ひは集團的の市民的不服従を眞つ先きに主張するであらう。人民が生れながらに有する權利を抛棄することを欲しない以上は、この義務から脱れることは出來ない。

私は、英國人が市民的不服従に反対して、それは、みせしめのために嚴刑を以て罰しなければならぬ極惡の犯罪であるかのやうに言ひ立て、書き立てる時、生れ乍らの闘士である英人の誠實を疑ふものである。もし彼等が、武装叛亂を讚美して適當の機會にそれに訴へて來たならば、何故に彼等の多くが市民的反抗といふ觀念そのものに向つて武器を取つて立つのであるか？ 彼等の言ひ草——非暴力的雰圍氣の達成は、印度では實際上不可能だといふこと——は私にも分る。私はそれを信じないが、かういふ反對論を尊重することはできる。しかしながら、私の諒解する



こののできないのは、市民的不服従の原理そのものに對して、恰もそれが何か不道徳なものであるかのやうに、攻撃することである。私に市民的不服従を説くことを止めろと云ふのは、平和を説くことを止めよといふことであつて、私に自殺せよといふのと同じである。

政府は、私が主宰しつゝある三つの週刊、即ち『ヤング・インディア』、グジャラチ語の『ナヴァ・ジヴァン』及び印度語の『ナヴァ・ジヴァン』を潰す計画をしてゐると云ふ話も私は聞いた。私はこの噂が根のないものであることを希望する。私は斷言するがこれら三つの新聞は、不斷に平和と善意の外何物をも説かなかつた。私が信ずるところの眞理の外は、何物をも讀者に與へまいとして、非常な注意を拂つてゐた。不注意から來る過誤は、明白にされ、訂正されてゐる。その發行高も日に増加しつゝある。幹部はみな義勇的に働いてゐるので、全然無給のものもあれば、單に食べられるだけの金を受けてゐるものもある。利益はすべて何等かの形で購讀者に返され

るか、もしくは何かの建設的公共事業等に利用されてゐる。もしこれらの新聞がなくなるとすれば、私は苦痛を感じないとは云ひ得ない。しかし、政府にとつては、これらの新聞を潰すことは、雜作もないことだ。發行人も印刷人もみな、友人か同志である。私と彼等との契約は、政府から保證金の請求があるその時には、新聞は止めなければならぬといふことである。私はたとひ政府が私の活動について如何やうな意見を持たうが、少くとも、これらの新聞を通じて純粹な非暴力と私の信ずる眞理とを説くことに對しては、政府は私に信任を與へるであらう、と云ふ假定の前に、私は新聞を主宰してゐるのである。しかしながら、政府が私を逮捕しようがまたは、直接、間接の方法で、この三新聞の發行を禁じようが、一般社會は平氣でゐて貰ひたいと、私は希望する。政府が、全國的暴動と恐ろしい虐殺——暴動の勃發には必然的に伴ふ——の勃發を恐れて、私の逮捕を控へてゐるといふことは、私には誇りでも愉快でもなく、情ないことの一つである。もし私の入獄が全國に嵐を捲き起す信號となるならば、それは、非暴力についての私の説教と、國民議會並び



にキラファットに於ける非暴力の誓ひとに關する、悲しむべき解釋である。それは、印度が平和的叛亂の用意が出来てゐない證明となるに違ひない。それは、官僚政治の勝利となり、そして、穩健派の同胞が居るところの立場、即ち、印度は到底非暴力的不服従には向かない、といふ意見の正しいことを示す決定的の證據となるであらう。それ故に私は國民議會とキラファットの實行者が、あらゆる神經を緊張させて政府並びに政府擁護者たちが懐いてゐるすべての恐怖は全く誤りであつたといふことを示して呉れることを望む。かゝる自制的行爲は、我々をして、我々の三つの目標の方向へ幾哩も押し進めるであらうことを私は確信する。

だから、一般罷業も、騒々しい示威運動も、行列も、行つてはいけぬ。私は、私の逮捕に當つて完全な平和の守られることを、私の國人から私に拂はれる高い名譽のしるしであると思へたい。けれども、私が見たいと思ふものは、時計仕掛けの正確さとパンジャブ急行列車の速さを以て進行する國民議會の建設的事業である。私は、すべての外國製の織物を義勇的に投げ出して、それを焼き棄てることを今日まで控へてゐた人々を見たいと思ふ。彼等をしてバルドリに於いて組み立てられた建設的綱領の全部を果たさしめよ、さうすれば彼等は、私や他の囚人を解放するばかりでなく、スワラジを開始し、キラファット、パンジャブの不正を正すことも能きであらう。彼等をしてスワラジの四標柱を記憶せしめよ——非暴力、インド・モスレム・スーク・バルスィ・キリスト・ユダヤ教徒の合同、賤民階級の全廢、及び手紡ぎ手織りの木綿<sup>カウダ</sup>を生産して完全に外國製織物に代用すること。

私が人民の中から除去されることは、彼等の利益にならないであらうか。第一に私が超自然力を有つてゐるといふ迷信が破られるであらう。第二に、人民は私の感化の下に於いてのみ非協同の綱領を受け容れたのであつて、何等それに自主的信仰を有つてゐるのではない、といふ所信が駁撃されるであらう。第三に、本綱領の創始者をさへ撤去したに拘はらず、我々には我々の活動を續ける能力があるといふ事實によつて、スワラジに對する我々の資格が證明されるであらう。第四に、手前勝手ではあるが、それは靜かな肉體的休息——多分私はそれを受けていいだらう——



を私に與へるであらう。

既往數ヶ月間、ガンディ逮捕の企てがあるといふ風説が擴まつてゐた。逮捕の避け得ないことゝ豫期して、ガンディは、再三彼れの最後の使信を書いたのであつた。然し、三月の第一週には、此の風説が一層擴まり高まつた。英國に於ける輿論の硬化と、モンタギューが下院に於いて述べたる彼れの印度政策辯護の脅喝的演説とによつて、印度事務大臣が既にガンディの起訴を裁可してゐたことが明かになつた。チャウリ・チャウラミデルヒ決議とが、多分、ガンディ起訴の直接理由であつたらう。ガンディが、逮捕の機のないことを知つて、『ヤング・インディア』の三月九日號に書いたのが右の使信である。

## 二 逮捕と豫審

ガンディは、『ヤング・インディア』に載せた數篇の論文のため、三月十日の金曜日にアーメダバッドのサチアグラハ修道院で逮捕された。十一日の正午に、ガンディと、發行人のシャンカーラル・パンカーとは、奉行代理ブラウンの前に引据えられた。法廷はサヒベーの區廳内に開かれた。起訴は檢事ラオ・バハヅル・ガードハリラルによつて行はれた。第一證人であるアーメダバッドの警視は、『ヤング・インディア』に發表された四つの論文、即ち一九二一年六月十五日附の『政治的不平は道徳善である』、九月二十九日附の『忠義に干渉』、十二月十五日附の『難問とその解決』、一九二二年二月二十三日附の『英國の脅威』に對して起訴すべき、ボンベイ政府の認可證を提示した。それから二人の正式證人である警察官が證據物件を提示した。被告は、これらの證人を詰問することを拒んだ。

## 三 豫審廷に於けるガンディの供述

エム・ケー・ガンディ——五十三歳、農及び機械りを業とし、サバルマティのサチアグラハ修道院に居住——は述べた。——

私はたい、適當な時機が來れば、政府に對する不平に關してだけは服罪する、といふことだけを述べて置きたい。私が『ヤング・インディア』の主筆であるといふこと、及び私の面前で読み上げられた論文が私の書いたものであり、かつ此の新聞の持主及び發行人が、その全方針を左右することを私に許したといふことは、全く事實である。

そこでこの事件は公判に附せられることになり、ガンディはサバルマティ監獄に送られ、三月十八日に開かれる答の公判の日までそこに抑留された。



## 四 公判廷に於ける供述

ガンディ並びにシャンカーラル・ベンカーの審問は、一九二二年三月十八日土曜日、アーメダバッドの政府巡回裁判所に於いて、印度行政部アーメダバッド區巡回裁判所判事シー・エヌ・ブルームスフィールド氏の係りで行はれた。審問は正午十二時に開かれ、ボンベイの政府顧問辯護士サー・ジェー・デー・ス・トラングマンが本起訴を處理した。被告等には辯護士がつかなかつた。告發状を読み終はると、判事はその告發に答辯せよと被告に命じた。彼等はガンディに、服罪するか、それとも審問を請求するか、と訊れた。

ガンディ。——『私はこの告發のすべてに服罪する。告發状の中には、王の御名が省かれてゐたやうだが、それは穩當だと思ふ。』

判事。——『ベンカー君、君は服罪するか、それとも審問を請求するか？』

ベンカー。——『私は服罪します。』

それから顧問辯護士が審問を要求し始めた。その論告が終はると、裁判官はガンディに訊れた。——

『ガンディ君、君は宣告の問題について供述したいと思ふか？』

ガンディ。——『私は供述したいと思ひます。』

裁判官。——『記録に取るから、書いてくれないか？』

ガンディ。——『讀み終はつたらすぐ上げます。』

## 五 口頭での供述

供述書を読み上げる前に、ガンディは供述全體に對する序言として數言を述べた。彼れは言つた。

私は、この供述書を読み上げる前に、私に關する顧問辯護士の論告を、全部是認するといふことを述べておきたい。彼れのなしたすべての辯論に於いて、彼れは私に對して全く公平であつた、と私は考へる、何故なら、現在の政治組織に對して不平を唱へることが、私に在つては殆んど感情となつてゐるといふことは、如何にも本當であつて、私はこの事實をこの法廷に於いて隱蔽しやうなどといふ考へは毛頭有つてゐない。また、顧問辯護士が云つてゐる通り、私が政治的不平を鳴らすことは、私が『ヤング・インディア』に關係するやうになつたときに始まつたのではなくてもつとずつ前から始まつたことだといふことも、全く本當である。さうして、私がこれから讀み上げやうとする供述書の中で、それは顧問辯護士が述べた時期より



も、もつとずつと早くから始まつたのだといふことを、この法廷の前で承認することは、私の苦しい義務である。それは私にとつては最も苦しい義務であるが、私は私の双肩に擔はされてゐる責任を知つて、その義務を果たさなければならぬ。

また私は、ボンベイ事件、マドラス事件、及びチャウリ・チャウラ事件に關して顧問辯護士が私の双肩に投げ掛けた全非難を是認したいと思ふ。これらの事柄について深く考へ、幾夜も考へ明かし、自分の心を反省した結果、私は、チャウリ・チャウラの非道な罪惡やボンベイの狂的な暴行から自分が責を免れることはできない、といふ結論に到着した。顧問辯護士が云つたやうに、責任感ある人間として、相當の教育を受け、相當に此の世の經驗を有つた人間として、私は私のあらゆる行爲の結果を當然知つてゐなければならぬ筈だ、といふことは如何にも本當だ。私はそれを知つてゐた。私は火を弄んでゐるのだといふことを知つてゐた。私は危険を冒したのだ、さうしても、私が放免されたとすれば、私は矢張り同じ事をするだらう。さうしなければ、私は私の義務を果たさないことになるのだ。私は唯今こゝで云つた

ことを残らず云はなければ、私の義務を果たさないことになる、と今朝感じた。私は暴力を避けたかつた。非暴力は私の信仰の第一箇條である。それはまた私の信仰の最後の箇條である。しかし私は選擇しなければならなかつた。私は、私の國に償ふことのできない害毒を與へつゝあると私が思惟したところの組織に服従するか、それとも、私の國人が私の唇から出る眞理を理解したときに爆發する彼等の狂的な激情の危険を招くか、何れか一つを擇ばなければならなかつた。私は私の國人が時々狂氣したことを知つてゐる。私はそれを深く悲しんでゐる。だから、私はこゝで軽い刑ではなく、最高の刑に服したい。私は寛恕を乞はない。私は何等罪を輕減するやうな行爲を申し立てやうともしない。だから、私はこゝで、法律上は重罪であつて、しかも私には市民としての最高の義務であると思はれる行爲に對して、私に科せられ得る最高の刑を要求し、かつそれに服したい。判事さん、あなたの取るべき唯一の道は、私が供述書の中で云はうとしてゐるやうに、あなたの職を辭するかそれとも、もしあなたがその執行を援助しつゝある組織と法律とが人民に有利なも



のであると信するならば、最苛酷の刑を私に科するか、何れかその一つである。私にかかる改宗をあなたに期待しない。しかし、私が供述書を書き終はる頃までには、あなたも恐らく、正氣の人間が冒し得るかぎりの、此の最も無謀な危険を冒さうとして私の胸の中に暴ばれ廻つてゐるものを、一瞥することが能きるであらう。

## 六 供 述 書

ガンディが法廷で書いた供述書の全文は左の通り。――

この告發は、主として、印度の公衆及び英國の公衆を慰撫せんがためになされたのであるから、私が何故に忠實な勤王家及び協同者たることを罷めて、強硬な不平家及び非協同者となつたか、の理由を説明することは、恐らく、彼等に對する私の義務であらう。裁判官に對してもまた、私は、私が何故に、法律によつて印度に設置された政府に對する不平を増進するといふ告發に服罪するか、の理由を述べる義務がある。

私の公生涯は、一八九三年、南アフリカに於いて始まつた。彼の地に於ける英國官憲との私の最初の接觸は、愉快な性質のものではなかつた。一人の人間として、また一人の印度人として、私が何等の權利をも有つてゐないことを私は發見した。その反對に、私は私が印度人であるが故に、人間として何等の權利をも有つてゐないことを發見した。

しかし私は躓かなかつた。かゝる印度人の待遇は、本質的に且つ大體に於いて善き組織の上の、一つの瘤である、と私は考へた。私は、政府が間違つてゐると思ふ點では十分に政府を批難しながらも、決して政府の瓦解を願ふやうなことはなく、私の自發的の、そして心からの協同をそれに與へた。

従つて、英帝國の存立が一八九九年ボアの挑戦によつて脅かされたときに、私は私の奉仕を申し出で、義勇野戰衛生隊を募つて、ラディスマス救援のために行はれた數回の戰鬪に服務したのであつた。同様に、一九〇六年のズールーの叛亂に際して、私は擔架隊を募集して、その「叛亂」の終熄するまで服務した。この兩度とも私



は褒章を受け、公文書に名を載せられもした。南アフリカでの私の事業に對して、私はハーディング卿からカイゼリ・ヒンド金牌を與へられた。一九一四年、英獨間に戦端が開かれたときに、私はロンドンに於いて、當時ロンドン在住の印度人、主に學生から成る、義勇野戦衛生隊を募つた。その事業は當局から勳功があると認められた。最後に印度に於ては、一九一七年、デルヒの戦争會議に於いてチェルムスフォード卿が補充兵の募集を特別に哀願したときに、私はケーダに於いて一隊を募集すべく、私の健康を犠牲として努力した。さうして恰度その反響が起りつゝあつたときに、戦争が熄んで、補充兵はもう必要がないといふ命令を受け取つたのだ。すべてこれらの奉公的努力に於いて、私を動かしたものは、かゝる奉公によつて私の國人は英帝國內に於ける完全なる平等の地位を獲得することが能きなのだ、といふ信念であつた。

然るに、第一の衝撃は、ロウラット法案——人民のあらゆる眞の自由を剝奪せんがために案出された法律——の姿をとつて現はれた。私はそれに對して強烈な反對運

動を指導する義務があると感じた。それに次いで起つたのが、ジャリンワラ公園に於ける虐殺を以つて始まり、匍匐命令、公衆の面前での苦刑、その他の記述するに堪へない屈辱に於いて頂點に達したところの、あのバンジャブの恐怖であつた。私はまた、トルコ並びに回教聖地の保全に關して印度回教徒に與へた首相の言質が、實行されさうもないことを發見した。しかし、友人達の豫言や眞面目な警告があつたにも拘はらず、私は、一九一九年のアムリツタ會議に於いて、政府との協同とモンタギュー・チェルムスフォード改革案の實行とのために戦つたのであるが、それは、首相は印度の回教徒に與へた彼れの約束を履行するであらうし、バンジャブの傷は癒やされるであらうし、改革案は、不充分不満足ではあるが、印度の生命に希望の新紀元を劃するものである、といふ希望があつたからだ。

しかし、それらすべての希望は打ち碎かれた。キラファト誓約は履行されさうもなかつた。バンジャブの罪惡は冤を雪がれず、その犯人の多くは處罰されなかつたばかりか、依然として官に留まり、中には引きつづき印度の歳入から恩給を受け、或



る場合には賞與をすら與へられたものがあつた。私はまた、改革案が精神の變化を與へないばかりか、それがたゞ印度の富を更に涸らし、その奴隸的狀態を長引かせやうとする一方法にすぎないものであることを知つた。

私は厭や／＼ながらも、英國との聯結は、印度をして政治的にも、經濟的にも、その昔の狀態よりも一層無力ならしめてしまつた、といふ結論に到着した。武器を奪はれた印度は、どんな侵略者に對しても、たゞひ彼れと武力的に闘はうとしても抵抗する力を有たない。だから、我々の中の最も優秀な人々の中にも、印度は數代かゝらなければ自治領となることができない、と考へるものもある位ひである。彼女（印度）は、饑饉に抵抗する力さへ殆んど有つてゐないほどに、それほどに貧弱になつた。英國人の到來する前は、印度は、その乏しい農産物の足し前にするに恰度必要なだけは、數百萬の百姓家の中で紡いだり、織つたりした。印度の存立にとつてかくも致命的な、この百姓家の工業は、英國の證人たちが描いてゐるやうに、信じられないほどに無情な、非人道的な方法によつて荒廢させられてしまつた。都

會生活者は、半ば飢えた印度の民衆が、徐々に無氣力に沈みつゝある有様を、殆んど知つてゐない。彼等の憐れむべき愉快は、外國の搾取者のためにする仕事の報酬として得る手數料を代表するものだといふこと、その利得と手數料とは民衆から搾取されるものだといふことを、彼等は殆んど知つてゐない。法律によつて英領印度に設置された政府は、この民衆搾取の目的をもつて運用されてゐるのだ、といふことを彼等は殆んど會得してゐない。如何なる詭辯も、數字上の如何なる欺瞞も、多くの村々に横たはる骸骨が赤裸々に表示するところの證據を、ごまかすことはできない。もし天に神が存在するならば、英國と印度の都會生活者とは、ともに、歴史上恐らくは比類のないこの反人道的罪惡に對して、責任を負はなければならない、と私は信じて疑はない。この國に於ける法律そのものが、外國の搾取者に役立つべく利用されてゐる。私はバンジャブの軍法判決を公平に調査した結果、有罪判決の少くとも九十五パーセントは全然間違つてゐる、と信ずるに至つた。印度に於ける政治判決についての私の經驗からすると、私は、有罪を宣告された十人中の九人まで



は全然無罪である、といふ結論に達する。彼等の犯罪は愛國心に基いてゐた。印度の法廷でヨオロッパ人を相手とする印度人は、百中の九十九件までは、公平な取扱ひを與へられなかつた。これは誇張した言ひ方ではない。それは、苟くもさうした事件に關係したこのある印度人の、殆んど誰れでもが經驗してゐることだ。私の見解では、法律の運用も、かくて、有意識的に、又は無意識的に、搾取者の利益のために悪用されてゐる。

最大の不幸は、印度の行政を司る英國人と彼等の印度人仲間とが、私がこゝに述べやうと試みて來たこの罪惡を犯してゐることを自覺してゐない、といふことである。疑ひもなく、多くの英國人並びに印度人官吏は、彼等はこの世で考案された最も善き組織の一つを運用しつゝあるもの、従つて印度は徐々にではあるが堅實に進歩しつゝあるもの、と正直に思ひ込んでゐる。一方に於いては陰險な、然しなから有効な恐怖政策と組織的武力の示威とが、さうして他方に於いては一切の復讐力や自衛力の剝奪が、人民を去勢し、彼等の中に伴りの習慣を植えつけるに至つたことを

彼等は知らない。この怖ろしい習慣は、役人の無智と自己欺瞞とを増長した。私の告發が仕合せにも適用された第二百二十四條のA項は、恐らく、市民の自由を抑壓せんがために工夫された印度刑法の政治部門中の帝王であらう。愛情は法律によつて製造したり、支配したりすることはできない。もし人が、或る人又は或る物に對して何等の愛情をも有つてゐないならば、彼等は、暴力を企てたり、幫助したり、乃至は煽動したりしないかぎり、彼れの不平を最十分に發表して差支へない筈である。しかるに、パンカー君と私との告發に適用された箇條によると、單に不平を増進することさへも犯罪であるといふのだ。私は、この箇條の下に審理された事件のいくつかを調査した結果、印度の愛國者等から最も愛慕されてゐる人々の中の幾人かが、その下に有罪となつたことを知つてゐる。私は、だから、その箇條の下に起訴されることを光榮と考へる。私は私の不平の理由を、最も簡單に略説しやうと努めて來た。私はどの一箇の行政官に對しても、何等個人的の惡意を有つてゐない、國王その人に對しては尙ほ更、何等の不平も有ち得ない。しかし、總體に於いて、以前



の如何なる組織にも増して多くの害毒を印度に與へて來た政府に對して、不平を懷くことは、一つの道德善であると私は信ずる。印度は、英國の治下に於いて、以前よりも剛毅さを失つた。かゝる信念を懷いてゐるが故に、私はこの組織に對して愛情を有つことを罪惡と考へる。さうして、私の有罪の證據として提供された種々な論文にあるやうな事柄を私が書くことが能きるといふことは、私にとつて貴重な特權であつた。

實際、私は、英印兩國ともが置かれてゐる不自然な状態の解決策を、非協同に於いて明示することによつて、兩國に奉仕したと信じてゐる。私の卑見からすると、惡との非協同は善との協同と同じ程度に義務である。しかし過去に於いては、非協同は念入りにも悪行者に對する暴力となつて顯はれた。私は、暴力的非協同は單に惡を倍加するにすぎないといふこと、及び、惡は暴力によつてのみ支持され得るのであるから、惡を支持することを撤回するには、絶対に暴力を斷たなければならぬといふことを、私の國人に示さうと努めてゐる。非暴力の中には、惡との非協同

の故に科せられる刑にも自發的に服するといふことが含まれてゐる。だから、私は今こゝに、法律が重罪と認めるところの、さうして私には市民としての最高の義務と思はれるところの行爲に對して、私に科せられ得るかぎりの最高の刑を求め、かつ喜んでそれに服するつもりである。判事並びに陪審判事諸君、諸君の採るべき唯一の道は、もし諸君にして、諸君が執行することを命じられてゐる法律が害惡であつて、本當は私が無罪なのだと思ふならば、諸君の職を辭して、かくて惡と絶縁するか、それともまた、諸君が現に執行することに參與しつゝある組織と法律とが、この國の人民に役立つものであり、従つて私の活動は公衆の福祉に有害であると信するならば、私に最嚴刑を科するか、その何れかである。

## 七 判 決

ガンディが供述を終はつた後、判事ブルームスフィールド氏は、次の判決を下した。――

ガンディ君、君はこの告發に服罪することによつて、私の職務を容易いものにして



くれた。とは云へ、残つたもの、即ち正常な宣告の決定は、恐らく、この國の判事が當面し得るかぎりの、最も困難な問題であらう。法律は人の如何を問はない。けれども、君が、私のかつて審問した、または將來審問しさうな、如何なる人々とも異つた範疇に屬する、といふ事實を無視することはできない。君の國人の幾百萬の人々の眼には、君は偉大な愛國者であり、偉大な指導者である、といふ事實を無視することはできない。政治上君と意見を異にしてゐる人々でさへも、高い理想の人、氣高い、さうして聖者的でさへもある生活の人として、君を尊敬してゐる。しかし私は、君を單に犯罪人としてのみ取扱はなければならぬ。その他の資格での君を判断したり、批判したりすることは、私の義務でもないし、またさうしやうとも思はない。法律の治下に在つて法律を犯したことを、及び國家に對して重大な犯罪——と普通の人には見えるに違ひない行爲——を行つたことを、自ら承認した人としての君を裁判するのが、私の義務なのである。君が絶えず暴力の避くべきを説いたこと、及び君が幾多の場合に於いて暴力を防止する上に與つて大いに力があつたこと——

私はそれを信するに當てない——を、私は忘れはしない。しかし、政治的教義の性質と、それを聽かされる人々の多數者の性質とを考慮したならば、どうして君は暴力がその避くべからざる結果ではないと信することができたのであるか、私の諒解に苦しむところだ。君が、どんな政府にしる君を放任して置く譯に行かなくしたことを、衷心から惜しまない人は、恐らく印度には殆んどあるまい。しかしその通りなのだ。私は、君に拂ふべきものと、公益上必要であると私に思はれるものとを差引勘定しやうと努めてゐる、さうして、多くの點でこの事件に類似する十二年ほど前の判決例に倣つて宣告を下さうと思ふ。私の云ふのは、同じ箇條を適用されたバル・ガンガドハル・ティラク君の事件である。彼れに下された宣告は、最後に確定したところでは、六箇年の輕禁錮の宣告であつた。君は、ティラク君と同じ組に入れられることを不合理だとは考へまい。それは、告發の各箇條に對して二箇年づつ、都合六箇年の輕禁錮の宣告であつて、私は、君にこの宣告を下すことを私の義務と感ずる。さうして、私は、この宣告を下すに當つて、もし印度に於ける事情の推移が、



政府をして刑期を減じて君を釋放することを可能ならしめるやうなことにでもなつたならば、私は喜ぶことに於いて決して人後に落ちないものだ、といふことを言つて置きたい。

## 八 ガンデイの答辯

判事が宣告を下した後、ガンデイは答辯した。――

故ロカマンヤ・バル・ガンガドハル・ティラクの裁判を想ひ起こすことの名譽を興へて下さつたので、私は一言述べたいと思ふ。私は、彼れの名を聯想させられることを、最も誇るべき特權であり名譽であると考へる、といふことを云つて置きたい。宣告そのものだけについて云へば、どの判事が下したにしても、確かにこれ以上に輕くはないと思ふ、さうして全體の訴訟手續きから云へば、私はこれ以上の親切を豫想し得なかつたと云はなければならぬ。

――獄中より――

## ハキム・アジマル・カンへの手紙

私の親愛なハキムジ、

この手紙は、私の逮捕以來、獄則によると私は未決囚として書きたいだけ手紙を書く權利がある、といふことを確かめた後に書き出した最初の手紙である。むろんあなたは、シャンカーラル・パンカー君が私と一緒にすることを御承知の筈だ。彼れが私と一緒にであることを私は仕合はせに思つてゐる。彼れがどんなに私に近しくなつてゐるかは、誰れでもが知つてゐる、――だから、むろん二人とも、一緒に逮捕されたことを喜んでゐる。

私は、實行委員長としての、従つてまた印度教徒及び回教徒双方の指導者、いなむしろ全印度の指導者としてのあなたに、この手紙を書くのだ。



私はまた、回教徒の第一流の指導者の一人としてのあなたに書くのだ、が、とりわけ、一人の尊敬する友人としてのあなたに書くのだ。私は一九一五年以來あなたの知遇を得てゐる。私達の日に日に募り行く交はりには、私をして、あなたの友情を貴重な寶として所有することを得しめた。一人の忠實な回教徒として、あなたは、あなた自身の生活の中に、印・回教徒合同の意味が何であるかを明示してくれた。

我々はすべて今では、この合同なしには我々は我々の自由に到達し得ないことを會得してゐる。これは、前には一度も會得しなかつたことだ。さうして、この合同なしには、印度の回教徒は、彼等の欲するすべての助力をキラファトに與へ得ない、と私は斷言することを憚らない。二つが分かれてゐるかぎり、我々は永久に奴隷でゐなければならぬ。この合同は、だから、我々の意に適はぬからといつて投げ出してしまつていいやうな、單なる政策ではあり得ない。我々は、我々がスワラジに飽きたときにのみ、それを投げ出すことが能きなのだ。印・回教徒の合同は、すべての時、すべての事情の下に持續すべき我々の信仰箇條でなければならぬ。

また、この合同は、少數者——バルスーイ教徒、キリスト教徒、ユダヤ教徒、又はスーイク教徒——に對する脅威であつてはならない。もし我々が彼等のどれかを押し潰さうとするならば、我々は他日互ひに戦はなければならぬであらう。

私がかくも密接にあなたに引き寄せられたのは、主として、あなたが言葉の完き意味に於いて印・回教徒の合同を信じてゐる、といふことを私が知つてゐるがためである。

この合同は、私の考へによると、我々が非暴力を確乎たる政策として採用することなしには果たし得ない。私がそれを政策と呼ぶのは、非暴力はこの合同の保持に限られるからである。しかし、一時的にはなく、永久的に合同した三億の印度教徒と回教徒とは、世界のあらゆる強國を蔑視することが能き、従つて彼等の對英人官吏關係に於いて暴力に訴へることは、一つの卑怯な行爲と見做さなければならぬ、といふことになる。我々はこれまで、我々の無智から、彼等と彼等の銃とを怖れてゐた。我々は、我々の合同した力の強さを自ら悟るや否や、彼等を怖れるこ



とを、従つて彼等を打ちのめさうなどと考へることを、卑怯だと考へるであらう。この故に私は、私の國人を説得して、我々の弱さからではなく、我々の強さから、非暴力的であらしめたいと焦つてゐるのだ。しかし、あなたも私も、我々がまだ強者の非暴力を發達させてゐないことを知つてゐる、さうしてそれは、印・回教徒の合同が政策の階段以上に多くを出でなかつたがためであるのだ。そこには猶ほ餘りに多くの相互不信と、従つて恐怖とが存する。私は失望してはゐない。我々がその方向に遂げた進歩は、眞に世に稀れなるものだ。我々は一代の事業を十八箇月間に成し遂げたかの觀がある。だが、もつとく無限に必要な。上流階級も一般民衆も、我々の合同は我々の呼吸と同じ程度に必要なだ。といふことを本能的に感じてゐない。

これを完うせんがためには、我々は、量によりも、より多く質に頼らなければならぬと思ふ。印度教徒と回教徒との多數が、印度の印・回教徒間の永久的友情に殆んど狂信的の信仰を懐くならば、我々は遠からず合同が一般民衆に行き届るのを

見るであらう。我々の中の少數者は、先づ第一に思想に、言葉に、行爲に、非暴力を受け容れることなくしては、我々は我々の政治的大望の十分な實現に向つて一歩も進み得ない、といふことをハッキリ理解しなければならぬ。私は、だから、私がおなたの前に提示しやうと骨折つて來たところの、この本質的眞理を十分に會得しないやうな實行員が、我々の間に一人もゐなくなることを、あなたを始め、實行委員及び全印度國民議會委員諸君が請け合つて下さるやうに願ひする。活きた信仰は多數者の支配によつては製造され得ない。

私にとつて、全印度合同の明白な表象は、従つてまた我々の政治的大望を實現するための缺くべからざる手段として非暴力を受け容れることの明白な表象は、疑ひもなく *Charka* 即ち木綿<sup>カッダ</sup>である。非暴力的精神と印・回教徒間の永久的友情とを培ふことをよしと信する人々だけは、毎日信心深く紡ぐであらう。國民全體が手紡ぐこと、國民全體が手紡ぎ手織りの木綿<sup>カッダ</sup>を造り、かつ用ひることは、眞の合同と非暴力との、絶對的ではないにしろ、最も主要な證明となるであらう。さうして、それは、



黙せる民衆との活きた親族関係を承認することになるであらう。何物も、全印度が紡ぎ車を日日の聖儀として受け容れ、木綿着を特權及び義務として受け容れることほどに、それほどに印度を統一し、復活させることは到底できない。

だから、もつと多数の稱號保持者が彼等の稱號を、辯護士は法廷を、教師は官立學校又は大學を、議員は議會(政府の)を、軍人と文官とはその官職を、拋棄せんことを私は熱望すると同時に、一方國民には、この方面に於ける活動を、既に成し遂げられた結果を整理することだけに限り、さうして、我々が現に改めるか滅ぼすかしやうと努めてゐる制度との交渉を、更に徹底的に絶ち得る自らの力強さを信じて貰ひたい。

それからまた、實行員は餘りに少數である。我々がかくも莫大な建設的事業を有つてゐる今日、私はただ一人の實行員でも破壊的事業の方面に浪費したくない。しかし、恐らく、破壊的宣傳に更に時を費やすことを非とする最も確かなる反證は、暴力の一つの形である頑迷の精神が、かつて今日ほど勢力を得たためしがないとい

ふ事實であらう。協同主義者は我々を疎んじてゐる。彼等は我々を怖れてゐる。彼等は、我々を目して、現在のよりもつと悪い官僚政治を打ち建てつゝあるものを見做してゐる。我々はかゝる不安の原因を一掃しなければならぬ。我々は彼等を見做してゐる。我々はかゝる不安の原因を一掃しなければならぬ。我々は英國人をして我々の側からのあらゆる危害を免れしめなければならぬ。我々の非暴力の誓約には、我々の最も堪へがたき敵に對してさへ全くの謙讓と善意とを持つことが含まれてゐるといふことが、あなたと私とに明白であるごとく、何人にも明白に解つたならば、私は深く論究する必要はない。この必要な精神は、たゞ印度がそのすべての注意を私の示唆した建設の事業に拂ひさへすれば、自ら實現されるであらう。

私は、私の禁錮が今後可なりの長期に亘るものと自ら信じてゐる。私は私が何人に對しても少しも悪意を有つてゐないことを信じてゐる。私の友達の中には、私のやうに非暴力的である必要はないと考へるものもあるだらう。しかし我々は最も罪なきものの禁錮を豫期したのだ。もし私とその資格を與へられるならば、私に蹤い



て入獄するものが一人でもあつてはならないことは明白である。我々は制度として考へられる政府を無力にしたいが、それは威嚇によつてではなくして、我々の潔白さの抵抗しがたい壓力によつてである。私の考へでは、監獄を満たすことは兎に角威嚇であると思ふ。さうして、最も罪なきものを見做される人が目的を果たし得ないといふまでは、より多くの罪なき人々が入獄を求めなければならぬといふ理由がどこにあるか。

私が、かく、更に多くの人々が禁錮を招くことのないやうにと警戒するのは、何も、我々はまだ禁錮をなるべく遁れていいといふ意味ではない。もし政府が非暴力的非協同者を悉く拉し去るならば、私はそれをも歓迎迎へる。たゞしそれは、防禦的又は攻撃的な、我々の市民的不服従の故であつてはならない。また、獄中にあるものゝために、國論が沸騰せぬやうに私は希望する。彼等が禁錮の全期間を服役することは彼等と國家とに裨益するであらう。彼等が期満たずして合宜に釋放され得るのは、たゞ自治スワラジ、バイリメント議カウゼイ會の法令によつてである。さうして私は、あの木綿カウゼイの全國的採用こそ

自治であるとの、絶對的確信を懐いてゐる。

私は賤民階級のことと言ひ及ぶことを控へた。すべての善良な印度教徒は、その方は既にどうにか巧く行つたものと信じてゐる、と私は確信する。それを撤廢することは、印・回教徒合同の實現と同様に、必要缺くべからざることである。

私はあなたの前に、最も手つ取り早い、最も確かな綱領を提示した。どんな氣短かなキラファティストも、よりよき綱領を工夫することは能きない。願はくば神が健康と智慧とをあなたに與へて、國家をその豫定された目標に導くことを得しめ給はんことを。

エム・ケイ・ガン・デー

——これは、一九二二年三月十二日附、サバルマティ監獄から、ハキム・アジマル・カーン宛てに差出された手紙である——



# 受動的抵抗

## 一 受動的抵抗

### この考へを抱いた動機

ガンディの傳記を編んだジョセフ・ドークが、『あなたの關する限りに於ての、受動的抵抗主義の誕生とその發展とについて、お話しを伺ひたい。』とガンディに訊ねたに對して、ガンディは答へた。――

『私は、子供のとき、グジャラチ語の詩の一節を學校で學んだが、それが私の頭に強く刻まれてゐるのを思ひ出す。その意味は、かうであつた。――

「もし君が人から一杯の水を貰つて、そのお禮に一杯の水を返すならば、それは何事でもない。

眞の美は、惡に對して善をなすことにある。」

この詩は子供の私に強い感化を與へた。私はそれを實行しようとした。

その次ぎに感化をうけたのは、「山上の垂訓」であつた。』

『しかし』と聞き手は云つた。『マハトマ摩訶梵歌』がその先きではなかつたのですか？』

『いや』とガンディは答へた。『もちろん私は、梵語で書かれた「摩訶梵歌」を可なりに讀んでゐた。しかし、この點で「梵歌」から深く感化されるまでには行つてゐなかつた。受動的抵抗の正しさと眞價とを本當に私に悟らして呉れたのは、新約聖書であつた。私は「山上の垂訓」中の「惡に及向ふことなかれ。人もし汝の右の頬を打ちたれば、彼れに左の頬をも打たせよ」といふ句や、「敵を愛せ。そして汝を虐ぐるものゝために祈れ。そは天にある汝等の父の子とならんがためなり」といつた章句に、たゞもう喜ばされた。なせなら、殆んど思ひ設けなかつた時に、私自身の考へが確かめられるのであつたから。「マハトマ摩訶梵歌」はその印象を深めて呉れ、トルストイの「神の王國は汝の中に在り」は、それに最後の仕上げをして呉れた。』

ガンディは更に言葉をついで、トルストイ、ラスキン、ソロー及び英國の受動的抵



抗運動は、「奇しき力と興味とで、彼れに對して、また、一般の印度人に對して、實物教授となつた」ことを述べた。われ／＼が特に注意しなければならぬのは、ガンデの理想は、受動的に惡に抵抗するといふことよりは、より多く積極的の返禮——惡に對して善を以て報いる——といふことにある點である。ジョセフ・ドークに答へた彼れの答へを見られよ。——

『私は「受動的抵抗」といふ語を好まない。それは私が意味する凡てを傳へない。それは單に一部分であるところの、方法を述べる。しかしなん等全體を暗示しない眞の美——それが私の目的である——は、惡に對して善をなすことにある。それにも拘はらず私がこの語を用ひるのは、それがよく知られて居り、容易く理解され、また、現在では、印度人の大部分は、僅かにこの觀念が分るといふ程度だからである。私にとつては、グジャラチ語の讚歌及び「山上の垂訓」に横はる觀念は、一生を革命させるほどのものである。』

### 精神の力と物質の力

——物質の力に對して精神の力の優れた點を、ガンディは次のように述べてゐる。——

受動的抵抗は雙刃の劍である。それは如何やうにも使用される。それは、一滴の血をも流さずに、それを用ひたところの人を祝福し、それを用ひた人の相手を祝福する。それが齎す結果は遠大である。それは錆びることがなく、また、盗まれる憂ひがない。受動的抵抗者同志の競争は、かれ等を疲らせない。受動的抵抗の劍は、鞘を要しない。そして何人といへども、それを力づくで奪ひとることができない。

### 史上の受動的抵抗者

受動的抵抗といふのは誤稱であります。しかし、それは既にポピュラーにもなつて居り、また、この語が示す觀念を實行したところの人々によつて長い間使はれて來た故に、私たちはそのまゝ用ひてゐるのであります。この觀念は「精神力」と云ふ



語で、より完全に、よりよく言ひ現はせまします。かゝる次第ゆゑ、それは人類と同様に古いものであります。積極的抵抗は「肉體力」<sup>ボデー・フォース</sup>と云ふ言葉で、よりよく言ひ現はせまします。イエス・キリスト、ダニエル及びソクラテスは、受動的抵抗即ち「精神力」の最も純粹なる形式を表現しました。凡てこれらの豫言者たちは、かれ等の精神と比較して肉體を何物でもないと思へました。トルストイはこの説の最も傑れた、最も光輝ある（近代の）解説者であります。彼れはたゞ解説したばかりではなく、それに従つて生活しました。印度では、この説は、ヨーロッパに流行するようになるずっと以前に理解され、一般に實行されました。精神力が肉體の力よりも限りなく優れたものであることは、理解し易いことであつたのであります。もし人々が、不正を矯めるに精神力の力に頼るならば、現在の苦難の大部分は避け得られるのでありませう。凡ゆる場合において、この力の使用は、決して他の人々に苦痛を蒙らせることがなかつたのであります。それ故に、それが誤り用ひられた如何なる場合でも、それはたゞ用ひた人を損つたのみで、用ひられた相手の人を損ふことはなかつたのであります。

ます。徳と同じく、それはそれ自身が報ひでありました。この種の力を用ひて失敗したと云ふ例はないのであります。『惡に及向ふことなかれ』といふことは、惡は惡によつて防ぐべきではなく、善によつて防ぐべきだといふことを意味したのであります。他の言葉で云へば、物質的力は、それと同じもので對抗さるべきではなく、精神力によつて對抗さるべきだといふのであります。

この説の實行は、それを實行するところの人々が、肉體的の苦痛をうけました。しかし、さうした苦痛の總額は、この世界に於ては、想像外に多いといふことは明かな事實でありました。さやうであるゆゑ、精神力の無限の力を認めるところの人々は、肉體的の苦難をかれ等の運命と思ひ定めて、從容としてそれを受けることが必要でありました。そして、さうされた時に、苦難は受難者にとつて歡びの泉となつたのであります。かく理解された受動的抵抗は、物質的力よりも限りなく優れたものであり、それは後者よりもより大なる勇氣を要した、といふことは、全く明か



であります。それ故に、肉體的抵抗と受動的抵抗との間には、如何なる橋渡しも架つてゐなかつたのであります。この力の有効な使用の唯一の條件は、肉體から離れた精神の存在及びその恆久的な優れた性質を認めることでありました。そしてこの認識は、たゞ智的の理解だけではなく、生きた信仰とされなければならないのであります。

——一九〇八年トランスワールでの演説——

### 國人への教訓

——これは一九〇九年の印度の不安の際、ジョセフ・ドーク氏の勧めで、祖國の人々に宛てて送つたカ  
ンディの使信である。——

トランスワールの闘争は、印度にとつて利益でないとはいへない。世界中の我々の同情者は、我々を聲援すべきことを約した。我々は次のような假定に立つて闘争を開始したのである。

一、受動的抵抗は肉體の力よりも限りなく優れてゐるものである。  
二、印度人とヨーロッパ人との間をさへぎる宿命的障壁といふようなものはない。

三、印度の英人統治者たちの動機が何であつたらうとも、全體としての英國民はそこに正義が行はれることを望んでゐる。英國の人民と印度の人民との間が不和になるのは不幸である。もし我々が、印度に於けるとその他の何處に於けるとに論なく、自由民として待遇され、または、自由民として待遇される権利を確實にされるならば、英國民と印度人民との關係は、互ひに利益的であるばかりでなく、世界にとつても宗教的に（従つて社會的並びに政治的に）非常な利益であると考へられる。私の考へでは、各國民は互ひに補足的のものである。

トランスワールの闘争と關聯したる受動的抵抗は、以上の前提の何れからとも是認されるようなものにするつもりである。それはトランスワールに於ける我々の不幸に對してのみではなく、印度に於て我々が蒙つてゐるところの凡ての政治上及びそ



の他の諸苦難に對して、遅々たる救治法であるかも知れない。

### 國民議會へ宛てた使信<sup>ソツセージ</sup>

來るべき議會に宛て、一書を寄せよとの諸君の電報を私は受けとつた。私は、自分が果して諸君に辭を送る資格があるかどうかを知らない。しかしながら、單なる禮儀として、私は諸君の電報に何か返事をしなければならぬ。現在のところ私は自分が目下たづさはつてゐるところの仕事、即ち現にトランスワールに進行中の鬭争の外は何事をも考へることができない。私は全印度のわが國人が、この鬭争の目的が國民的のものであること、我々はこの鬭争に於て、印度の名譽が失はれんとするのを防ぎつゝあるものであることを理解されんことを望む。私は間違つてゐるかも知れない。しかし私は、それは現代の最大の鬭争であると公然と云ふことを躊躇しない、なせなら、それはその目的が最も純真であるばかりでなく、その手段も純真だからである。トランスワールのわが國人は、教育ある印度人がヨーロッパ人と同

様にトランスワールに移住し得る權利のために鬭つてゐるのである。このことで鬭争者は、何等個人的利益があるのではない。また、上記の權利——それは植民地條例の發布によつて剝奪されたのだ——が回復された時、かれ等の何人かの物質的利益が増すわけでもない。在トランスワールの印度男兒は、かれ等が純真な、正しい理想のために鬭ふ力のあることを示してゐる。

理想を達するために採用した手段もまた同様に純真であり、公正である。如何なる形に於ける暴力も、全く避けられてゐる。かれ等は、受難を以て、永遠の改革をなし遂げるところの唯一の真正な、有効な手段であることを信じてゐる。かれ等は、「愛」で「憎み」に對抗し、「愛」で「憎み」を征服しようとしてゐる。かれ等は、野蠻な力、即ち肉體の力に對するに精神の力を以てしてゐる。かれ等は、地上の權力、即ち地上の法律に對する忠誠は、神及び神の律おきてに對する忠誠の下位にあるものだと思へてゐる。かれ等の良心を通して神の律おきてを判断することは、或ひは間違ふことがあるかも知れないことは、かれ等も知つてゐる。それ故に、神の永遠の律おきてに反



すると彼等が考へるところの、人間の造つた法律に抵抗し、またはそれを無視する時、彼等は法律の定むるところの刑罰を甘んじてうけ、彼等の境遇改善のことはたゞ「時」の作用と、人性の最も高貴なるものに任せてゐるのである。もし彼等が間違つてゐたならば、たゞ彼等のみが苦難をうけるのであつて、現存の諸制度はそのまま存続する。

この運動中に、二千五百人以上の印度人、即ちトランスワール居住全印度人人口の約半数が投獄の憂目を見て、怖ろしい苦難を嘗めた。彼等の或る者は、數回入獄した。多くの家族は、産を失つた。數名の商人たちは、人格を屈することよりは窮乏を撰んだ。これに附隨して、南阿では、印度教徒對回教徒問題が解決された。我々は其處で、互ひに協同するにあらざれば何事をもなし得ないことを悟つたのである。回教徒、ゾロアスター教徒及び印度教徒——國で云へば、ベンガル人、マドラス人、パンジャブ人、アフガニスタン人及びボンベイ人——は、肩を並べて闘つた。かゝる闘争は、もちろん、全注意とまでは行かずとも、少くとも議會の主なる注意

を惹くべき價值あることを、敢て私は云ふ。もしか云ふことが僭越でなかつたならば、議會のプログラムに上す時、これと他の箇條とを別にして貫ひたく思ふ。他の箇條が扱はんとするところの、諸法律または諸政策に對する反對は、何等肉體上の苦痛を含まれない。大會の役目は、心的態度を定むるにあつて、行動をなすことではない。ところがトランスワールの場合では、政府が發せんとする法律及び政策は不當なものであるため、我々はそれを無視し、そしてその故に甘んじて肉體的苦難を受ける。即ち我々の心的態度には、行動が伴ふのである。この私の考へが正しいものとするれば、議會のプログラムに於て、トランスワール問題を最も重要な項目とされるよう求めるのは、無理な要求ではなからうと考へる。

更にまた、今云つたような受動的抵抗について沈思熟慮してみるならば、恐らく我々は、我々が印度で罹つてゐる多くの病氣にとつて、受動的抵抗は効驗疑ひない萬能藥であることに氣が附くであらう、といふことを申上げさせて戴けるであらうか？ それは慎重に研究する價值あるものであり、そしてそれは、我が國人中の天



才及び我國土——世界最古の諸宗教の發生地であり、また、現代文明——人間の心の中の神性を殆んど否定して、それみづからが掘つた破滅の淵に眞しぐらに蔦進してゐるところの、かの最も暗黒なる型の暴力の上に立てる文明——からは殆んど何物をも學ぶべきものを有たない我國土——に適してゐることが分つて來るであらうと信ずる。

——一九〇九・一二、『インディアン・リヴュー』紙——

### 受動的抵抗闘争の利得

私はよく、この地（南アフリカ）で行はれるような受動的抵抗の實利如何を訊ねる印度人に出會ふ。かれ等は云ふ、我が國人が牢獄の内外に於てうける怖ろしい苦難の結果として得たところのものは、かれ等には理解できない、そしてかれ等にとつては殆んど實際的利益がなささうな移民法の若干の修正にすぎないと。それ故にかれ等の考へによると、この闘争による最大限の利得は、ほとんどそれを利用し

うにも思はれないところの極めて少數の高等教育ある印度人が、この國に入り得るようになるといふことである。かゝる考へを抱いてゐる人々を啓發するために、私は、受動的抵抗闘争の利得の大體を次に簡単に擧げるであらう。

それによつて印度人社會は、その國民的自尊を維持することができたこと。我らの信條によれば、自尊心を有ち得るところの者は、他のすべてをも有つことができ

る。

それによつて千九百七年の再登録條例は、現行法令から全く除かれたこと。それによつて全印度は、トランスヴァールに於ける我々が法律上無能力であることを知るようになったこと。

それを通して、他の諸國民は、我々が不満としてゐるものが何であるかを知るよ

うになり、そして我々に對する尊敬の念を高めるようになったこと。その結果、印度政府によつて、對ナタールの印度人契約労働が禁じられるようになったこと。



それはナタールの認許條例に若干の有利な修正を齎す助けとなつたこと。

それは、トランスワールのそれと同一基礎の上に作られたローデシヤの再登録條例を不許可にさせたこと。

それは、ナタールの最も不快なる認許條例を不許可にさせたこと。

あの闘争がなかつたならば、南アフリカの他の植民地までも、トランスワールの法律に倣つて、それと類似した移民制限法を發布したであらうこと。

あの闘争がなかつたならば、トランスワール議會は、移民制限法と同程度に苛刻なる他のアジャ人排斥法案を通過させたであらうこと。

あの闘争は、白人と有色人とを差別したる鐵道條例を廢止せしめ、今では何人といへども、凡て同一の待遇をうけるようになったこと。

一九〇七年のトランスワールの制限法は、議會に引きつゞいて呈出された幾つかのアジャ人排斥法案の最初のものであつたことは何人にも知られてゐる。この法律に對する印度人の一致的反對は、トランスワールの政府をして他の立法を企てるのを防いだのである。

を防いだのである。

それは、ホスケン氏を會長として、ヨーロッパ人から成る調査委員會を生せしめたが、もしあの闘争がなかつたならば、この委員會は組織されなかつたであらうこと。

この委員會は、將來の闘争に於て、印度人のために役立つ見込みがある。

それは、この委員會々員以外の多くのヨーロッパ人に、印度人に對する同情と尊敬との念を喚び起したること。

それによつて印度人社會は、多大なる特權を勝ち得、また、闘争前には印度人を輕蔑してゐたヨーロッパ人たちが、印度人に相當の尊敬と考慮を拂ふようになったこと。

政府は今や、我々のうちにあるところの力は、到底征服することができないといふことを感じてゐること。

在南アフリカ印度人の大多數は、闘争前には極めて憶病であつた。しかるにあの闘争は、かれ等により、大なる勇氣と氣力とを與へた。あの以前には、コソ／＼囁き







て一層尊敬を拂ふようになったこと。

この闘争の結果として、印度人社會の特權は以前よりもより高いレベルに上げられるに至つたこと。このことは全世界の富を得たよりも勝る。

われ等は世界に向つて、「真理」に打ち勝つものは何物もないことを證明したこと。神をすつかり信じきりとほすことによつて、わが社會は宗教の榮えを擁護した。

『真理のあるところ、信仰のあるところ、そこにのみ勝利はある』

この問題に關してもつとよく考へ、そして種々の方面からそれを眺めるときは、我々は、それによる收穫に關して、以上述べたものより以上のことを見出すことができる。が、以上述べたうちの最後のものは、他のすべてのものより遙かに優れた收穫である。あのように大きな闘ひは、神をすつかり信じきつてゐなかつたならば爲し終うせなかつたであらう。神はあの間中、我々の唯一の支柱であつた。神をすつかり信じきつてゐるところの人々は、彼等の目的を達しないわけには行かない。

— 一九二一・一一・一二、インディアン・リヴュー紙 —

## 二 受動的抵抗の理論と實行

私はこの「インディアン・オビニオン」紀念號が發刊される時には、たとひ母國には到着してゐないにしても、少くともフェニックスを遠く離れてゐるであらう。しかし私は、この特別號を發刊するに至つたところの、私の心底の思想を諸君に置土産にしたいと思ふ。受動的抵抗がなかつたならば、澤山の挿圖があり、そして極めて重要な、この「インディアン・オビニオン」の特別號はこの世に生れなかつたであらう。この「インディアン・オビニオン」紙は、過去十一年の間——それは、わが同胞並びに南アフリカが恐らく一度は通り抜けなければならないところの最も危急な時代であつた——極めて質實な謙虚な態度で、わが同國人並びに南アフリカに貢献することに努力して來た。そしてその時期こそは、現に全世界の視聽を集めてゐる受動的抵抗の起原と發展との時期を劃するのだ。

受動的抵抗といふ名稱は、過去八年間の印度人社會の活動にしつくりと合はな



い。わが國語でそれと同意味の言葉は、それを英譯すると、「真理の力」を意味する。トルストイはそれを「精神の力」または「愛の力」と呼んだと思ふが、全くその通りである。もしその極端な場合を云へば、この力は、金銭上または他の物質的の扶助から全く離れることである。腕力即ち暴力を離れることは云ふまでもない。然り、暴力はこの偉大な精神の力の否定である。精神の力は、全く暴力を回避するであらうところの人々によつてのみ、培はれ、使用される。それは團體にも、また個人にも使はれ得る力である。それは家庭内のいざこざにはもちろん、政治上の事件にも用ひられる。かくそれが凡ゆることに用ひられることは、その永遠的力と無比の力とを示すものだ。それは、男子にも、女子にも、小供にも、同様に使用される。それは、暴力によつて暴力に報いることができなるときに、弱者が使用する力にすぎない、といふのは、全くの間違ひである。この謬見は、英語の表現の不完全から起るものだ。みづからを弱者であると考へてゐる人々には、この力を用ひることは出来ない。人間のうちの獸性に勝る或るものがやはり人間にはあり、そして前者は常に後者にはなはない、といふことを知る人々のみが、有力な受動的抵抗者となることができる。

この力と暴力との關係、だから、凡ゆる壓制、凡ゆる不正との關係は、恰かも光りと暗闇との關係のようなものである。政治上では、この力の使用は、「統治は、人民が統治されることを意識的又は無意識的に承認してゐる間にのみ可能である」といふ、動かし得ない真理に基礎を置く。我々は、トランスヴァールの一九〇七年のアジヤ條例に支配されることを欲しなかつた。それ故に、それは、この偉力のために廢されなければならなかつたのだ。二つの道は、我々の前にあつた——この條例への服従を求められた時に、暴力を用ひるか、或ひは、この條例の規定するところの刑罰を受け、かくて統治者即ち立法者の心を動かすまで、我々のうちにある精神の力を振ひ起してかれ等に見せつけ通すか。我々が極力、ために努力したる目的を達するまでには、可なりの年月を要した。それは我々の受動的抵抗が最も完全なものではなかつたからだ。すべての受動的抵抗者は、この精神の力の全き價值を理解してゐる。



ないし、また、常に自分の信念によつて暴力を控へる人も少ない。この力の使用は如何にして食ひ、如何にして着んか、といふようなことには無關心であるといふ意味に於て、貧乏に甘んじなければならぬ。今度の闘争の際には、すべての受動的抵抗者は——若干の例外はあるが、——その點まで行く覺悟のある者はなかつた。また、中には、所謂名ばかりの受動的抵抗者もゐた。かれ等は、なん等の信念なしに加入して來たのだ。怪しい動機で入つたものもゐたが、最も多いのは、雑多な動機から加入した者であつた。中にはまた、闘争中、最も嚴重に監督でもしてゐなかつたならば、進んで暴力に訴へたがつた者もゐた。争闘が長びいたのは、そのためであつた。なせなら、最も純粹な精神の力を、その最も全き形に於て用ひるなら、救済は直ちに得られる筈だから。それらの効用には、その人の精神の長い間の訓練が絶對的に必要である。それによつて完全な受動的抵抗者は、(全くではないとしても)殆んど完全な人になり得るのだ。我々はすぐさまかゝる人になることはできない。しかし、もしこの私の命題が正しいならば——私はそれを正しいと思つてゐる

——我々の中の受動的抵抗の精神が強ければ強いだけ、それだけ我々は善き人間になるわけだ。その効用は、だから、論ずるまでもない。私は考へる。そしてその力はもしそれが普遍的になつたならば、社會の理想を革新して、專制政治や、または、ヨーロッパ諸國民がその下に苦悶しつゝ、殆んど壓しつぶされようとしてゐるところの、また、東洋の諸國民をも壓倒しさうな、かの勢ひ盛んな軍國主義を廢滅させるであらう。もし今度の闘争が、できるだけ完全な受動的抵抗者となることに全身を捧げようとする印度人を何人かでも生んだとすれば、かれ等は、最も眞正な意味に於て自分自身のためになることをしたのみではなく、また、廣く人類のために貢献したのである。かく考へるとき、受動的抵抗は最も崇高な、最も良き教育である。それは、兒童の初步教育が終つてから教へらるべきものではなく、その前に教へらるべきものである。兒童は、アルファベットを書いたり、世間的智識を習得する前に精神とは何か、眞理とは何か、愛とは何か、精神には如何なる力が潜んでゐるか、といふようなことを學ぶべきであることは、何人も否定し得ないであらう。人生の



争ひで、愛によつて憎みを、真理によつて不正を、受難によつて暴力を、容易に征服することができるといふことを兒童が學ぶのは、眞の教育の本質的事項でなければならぬ。私が、先頃の鬭争の後半期に、かゝる方針で、最初はトルストイ農園、ついでフェニックスで兒童の教育に極力努めたのは、この眞理の力を感じたからである。また、私が印度へ向けて出發する理由の一つは、私は、受動的抵抗者としての自分の不完全さを、もつとく自覺し、そして自分自分を完全にしようためである。なせならば、さうした完全さを求めるに最も好適の場所は印度であると、私は信じてゐるからである。

——一九一四年「インディアン・オピニオン」紙——

### 三 精神力と印度の政治について

——これは一九一七年六月、ベサント夫人その他二名の投獄に對して反對運動が起つた際、グジャラチ語で書かれたもの、譯文である。——

英語の「Passive Resistance」(受動的抵抗)の語は、私書かう思つてゐる。ところの「力」の觀念を殆んど言ひ表はしてゐない。しかし、サチアグラハ即ち眞理の力は、正確にその意味を傳へる。眞理の力は精神の力であつて、腕力の正反對のものである。そして純然たる宗教的の言葉である。だから、その本當の意味が分つてそれを用ひることができるのは、信仰のある人々のみに限られる。ブラーラッド、ミラバイ及びその他の人々は、<sup>パッシヴ・レジスタンス</sup>受動的抵抗者(今云つた意味に於ての)であつた。モロッコ戦争のとき、フランス軍はモロッコのアラビヤ人に砲火を浴せてゐた。後者は、かれ等の宗教のために戦つてゐるのだと信じてゐた。かれ等は死を無視し神を口々に唱へながら、砲門を目がけて突進した。かれ等は、命などに構つてゐる閑はなかつたのだ。フランスの砲手たちは、さうしたアラビヤ人に砲弾を浴せることを拒んだ。かれ等は帽子を空に投げ上げ、驅け出して行つて、萬歳を絶叫しつゝこれ等の勇敢なアラビヤ人を抱擁した。これは「受動的抵抗」及びその勝利の一實例である。かのアラビヤ人たちは、意識的の「受動的抵抗者」ではなかつた。かれ



等は一時的の狂氣で、死を物ともしなかつたのだ。かれ等には愛の精神はなかつた。「受動的抵抗者」は、「憎み」の心を少しも有たぬ。彼れをして死を求めしめるものは、怒りではない。彼れが、いはゆる敵、即ち壓制者に屈服することを拒むのは、苦難を堪へ忍ぶ彼れの能力に因るのである。だから、受動的抵抗者は、勇氣と、情けと、愛とを有たなければならぬ。イマム・フッサインの一隊は、かれ等が見て不正であると信じた命令に服従することを拒んだ。かれ等は、かれ等の唯一の運命が死であることを知つてゐた。もしかれ等がそれに屈従したなら、かれ等の人格かれ等の宗教は踏みにぢられると、かれ等は感じた。かれ等は、それ故に、死の抱擁を望んだのである。イマム・フッサインは、彼れが不正であると考へる命令に服するよりは、彼れの息子と甥とを掻き抱いたまゝ、虐殺されることを望んだのである。回教の起つたのは、劍に基つたのではなく、回教の教義の自己犠牲に因るのであると私は信じてゐる。劍を揮ひ廻す技倆は、なん等の誇りにも値ひしない。暴行者が一たび自分の過りに氣がつき、自分の行爲——そのために一人一人が死なうとして

ゐる——の罪深いことを悟つたとき、彼れは自分の過つた行爲を悔ひ、悔ひはなすゑぬ。これに反して、死をみづから求める人は、たごひ間違つてさうしたものであらうとも、彼れにとつてはそれは矢張り勝利である。「受動的抵抗」はアヒムサ(非殺)の信仰である。それは、だから、時と所との如何に關せず、義務であり、望ましいものである。暴力はヒムサ(生殺)であり、それはすべての宗教に於て斥けられてゐる。暴力主義の歸依者ですらも、その使用には、用意周到な制限を加へる。「受動的抵抗」は、かゝる制限を許さない。それは受動的抵抗者の「困苦に堪へ得る力」の不充分によつてのみ制限されるのである。

彼れの「受動的抵抗」は合法であるかないかといふ問ひに答へ得るものは、たゞその「受動的抵抗者」のみである。一般公衆は、「受動的抵抗者」が抵抗を開始した後、始めて判断することが出来る。彼れは、一般公衆の不滿のために中途で止めるわけには行かない。彼れの行動は哲學の公式に基つてはゐない。成功するであらうか、または失敗するであらうかを篤く考へてから、初めて彼れのいはゆる受動



的抵抗を始める人は、賢明な政治家または思慮深い人と考へられるかも知れない。しかしながら、かゝる人は決して「受動的抵抗者」ではないのである。眞の受動的抵抗者は、しなければならぬからするのである。

「精神力」も「暴力」も、共に遯たる太古の時から存してゐる。兩者共に、多くの宗教的文書に於て、それ〴〵相當な禮讃を受けてゐる。兩者はそれ〴〵「善」の力と「惡」の力を代表してゐる。印度人はこの國には嘗て「善」の力が優勢であつた時代があつたことを信じてゐる。さうした時代は、今でも我々の理想となつてゐる。ヨーロッパは、「惡の力」が優勢である力強い一例證を我々に示してゐる。

この兩者はいづれも臆病者を種類分けする上に役に立つ。「スワラジ」も、我々の覺醒も、この兩者の何れかに頼らなければ不可能である。行動なしに得られる如くなる。「スワラジ」も、眞の「スワラジ」ではない。さうした「スワラジ」は、なん等國民に印象を與へない。如何なる覺醒も、一般民衆が如上の力を自覺するに非ざれば不可能である。指導者たちが如何に聲を勵まして、また、政府が如何に努

力しても、もし一般民衆及び我々が「受動的抵抗」に相應の優越性を與へないならば、暴力手段は自然的に勢力を得て來るであらう。それは雜草のごときものだ。それはどんな土地にも育つ。「受動的抵抗」の培養には努力と勇氣とが必要な肥料である。そして、恰かも雜草をそのままにしておくと、收穫をだいなしにしてしまふように、「受動的抵抗」の成育のために自己犠牲によつて土地を綺麗にし、且つ、既に引き抜かれた暴力は情けある手で處分されなければ、暴力は雜草のように生え繁るであらう。「受動的抵抗」によつて、我々は、政府の非道に我慢ができなくなり、腹を立てさせられてゐる青年を、かれ等の過誤から離れさせることができる。そして、「受動的抵抗」のためにかれ等の義氣、かれ等の勇氣、かれ等の忍耐力を發揮させることによつて、善の力を強めることができる。

それ故に、「受動的抵抗」の精神が、雰圍氣を罩めることが早ければ早いだけいゝ。それは統治者をも被統治者をも祝福するであらう。受動的抵抗者は、政府またはその他の何人をも困らせるつもりはない。彼れは目茶に行動してゐるのでもなく、ま



た、威張るわけでもない。だから彼れは、ボイコットを避けるが、しかし、スワデシの誓ひを彼れの信條の一とし、それを實行することに躊躇しないのである。神だけは恐れるが、他の如何なる力をも彼れは恐れない。王者の威も、彼れをして神に對する義務を棄てさせることはできない。

前述の如くであるから、ベサント夫人及び彼女の同僚の釋放を達成するためには受動的抵抗を利用するのが我々の義務であるといふことは、云はずとも明かである。彼女の行爲の全部または一部を是認するや否やは問題外である。私は彼女の或る行爲を非とするものだ。しかしまた、政府がかれ等を拘禁したのは大なる過りであり、非道であると考へる。しかし政府は、この反對に考へてゐる。或ひは一般公衆がかれ等の釋放を求めるのが間違つてゐるかも知れない。政府はかれ等の信念に基づいて行動したのである。そこで一般民衆は、如何にしてかれ等の傷けられた心を有効に表明すべきであるか？ 請願及びこれに類するものは、堪へられる悲痛を癒すに用ひる手段である。堪へ忍び得ない悲痛に對しては、「受動的抵抗」が唯

一の救済法である。その非道を堪へ忍び得ない考へる人々の心が、その感情に支配されるとき、ベサント夫人の釋放に全身を献げるであらう。かゝる「自己屈服」が、人民の願望の最も有効な表明である。そしてその前には、最も強大な力も打ち勝ち得ない。かく私は、精神の力を常に信する者である。人々は、モンタギュー氏の訪問が近々であることを考へて、この至上の表明を抑制するかも知れぬ。かゝる自己抑制は、かれ等の正義の觀念及び政府に對するかれ等の信念の徴とならう。しかし、もし拘禁された人々が、氏の到着以前に釋放されなかつたならば、私が以上に述べたところの無比の力を用ひるのは、我々の義務であらう。その力の使用は、政府にとつて、我々の感じた苦痛を測る眞の尺度となるであらう。我々の眞意は、政府を怒らせ、または悩ませることでは斷じてない。私の考へによれば、サチャグラーハの採用は、政府のためになるのである。



## 獄中生活

## 一 獄中生活記

— その一 一九〇七年の入獄手記 —

## 視 察

別の視察者が来るたびに、囚人一同は整列して、そして脱帽してかれ等を迎へなければならぬ。我々はみな英國風の帽子を冠つてゐたので、この規則に従ふのは少しも面倒ではなかつた。かれ等に對して脱帽するといふことは、規則でもあつたが、同時に禮儀に適つたことでもあつた。その時かける號令は、『整列』といふのである。我々は一日に四五回この『整列』をしなければならなかつたのだから、云はばこの言葉は、我々の食事同様であつた。

獄吏の一人に、看守長の助手がゐたが、彼れは少し頑固屋だつたので、印度人た

ちは彼れにスマツツ將軍と云ふ綽名をつけた。彼れは朝も、それから晩も、大抵真先きに遣つて來た。九時半には監獄醫が來た。彼れは極めて善良で、そして親切であつた。そして必ず容體を訊ねるのを忘れなかつた。獄則によると、囚人は最初の日に裸になつて、からだの凡ての部分を監獄醫に見せなければならぬのであるが、彼れは我々にはそれをしなかつた。それほど彼れは思ひやりがあつた。我々の後で新たに印度人が澤山入獄して來た時には、彼れはたゞ、『もし新囚人のうちに疥癬その他皮膚病に罹つてゐるものがゐたら、檢診するから自分に云つて呉れ』と我々に云つただけである。

十時半か十一時頃に典獄と看守長とが來た。典獄はシツカリしたところのある、公正な、しかも優しい紳士であつた。彼れがきまつて訊ねることは、お前たちには別に異状もないかとか、何か不足に思ふものはないかとか、または、何か申出たい苦情でもないかとかいふことであつた。我々が、かういふことがあると云ふと彼れは熱心にそれに耳を傾けた。そして彼れの力に及ぶことでさへあれば、我々の苦



情は聞き届けてくれた。さうした我々の苦情や不平の種についてはあとで書くであらう。彼れの代理もまた時々やつてきた。彼れも同様に心の優しい人であつた。が、一番親切だつたのは、看守長であつた。極めて信心深い男である彼れは、ひとり我々に對して親切で丁寧であつたばかりではなく、凡ての囚人たちは、彼れを一通りではなく賞めそやしてゐた。彼れは囚人の有する権利は出来る限り維持することに努めたが、囚人たちの些細な過失は見て見ぬふりをした。我々の場合では、我々はみな罪のないことを知つてゐたので、ことに親切であつた。そして親切を見せるために、彼れはたび／＼遣つて来て、我々に色んな話をして聞かせた。

### 同志の増加

最初は、我々受動的抵抗者<sup>パッシヴ、レジスタ</sup>は、たつた五人だけであつた。ところが一月十四日(水曜日)には、見張り長サンピ・ナイズ君と、支那人協會々長コイン君とがはいつてきた。我々はみな喜んで彼れを迎へた。十八日には新たに十四名我々の仲間に加は

つた。その中にはサムンダグ・カンもゐた。彼れは二ヶ月の禁錮であつた。その他はマドラスとクナミとそれからグジャラチ生れの印度人であつた。かれ等は無免許で行商をしたため逮捕され、そして二磅の罰金刑に處せられたのであるが、罰金不納のために十四日の禁錮に處せられたのである。二十二日には三十五人、二十三日には三人、二十四日には一人、二十五日には二人、二十八日には六人、その夜には更に四人、また二十九日には四人のクナミ人が我々の仲間に加はつた。そこで二十九日には、みなで百五十五人の受動的抵抗者が入獄してゐたわけである。三十日には私はプレトリーヤの監獄に移された。だが、その日には更に新しい囚人が五六人這入つて来たことを自分は聞いた。

### 食物

食物の問題は誰れにとつても重大な事柄であるが、殊に囚人にとつては、これより重大なものはない。かれ等が良い食物を欲しがつてゐることは想像外である。と



ころが獄則によると、囚人は監獄の食事で満足しなければならない。外部からは何物をも手に入れることができない。規定通りの食物の分量に従はなければならぬといふ點では兵士も同様であるが、しかし彼等は知合の者に頼んで外から食物を手に入れることができる。しかるに囚人はそんなことはできない。だから、食物を絶対に外から手に入れることができないといふことが、監獄生活の特徴の一つである。試みに獄吏と世間話をして見るならば、かれ等は、『監獄の食事には味の良し悪しなどはテンで問題とならない。そんな贅澤なことは許されてゐないのだ』と云ふだらう。監獄醫と話をした際に、私は、『我々に茶とか、バター油とか、さうした物をパンと一緒にくれる必要がある』と云ふたところが、彼れの答へは、かうであつた。『君は食事を美味く食ひたがつてゐるのだね。だが、監獄内では、美味い物を上げることが出来ないのだよ』

規則によると、印度人の食事は、最初の週には、朝は砂糖も牛酪油もつかないタウモロコシの「パップ」(アップル)が十二オンス、晝には米飯四オンスと牛酪油一オンス、

夕には五日間がタウモロコシの「パップ」が十二オンス、三日間が煮豆と塩とが十二オンスであつた。この獻立はカフィアル人の獻立を模したものだ。——たゞ違ふ點はカフィアル人は夜食には、潰したタウモロコシと豚油とを與へられる代りに、印度人は米飯を貰うだけである。次の週及びその後二日間は、茹でた馬鈴薯、二日間はキヤベツまたは南瓜といつたような野菜物がタウモロコシと一緒に與へられた。肉を食べるものは自曜日(日曜)に野菜物と一緒に肉を與へられた。

最初入獄した囚人の一隊は、食物改善の請願などは一切當局に出すまい、どんな食物でも、それが宗教上忌むべきものでないかぎり、出されたものは食べようど決心してゐた。本當を云へば、今云つたような食物は、醫學的にはもちろん十分の滋養物を含んでゐるけれども、印度人の好みに合つた食物ではなかつた。タウモロコシはカフィアル人の常食物であつたから、この獻立は、かれ等の好みに合つてゐた。——どころか、かれ等は獄中で反つて肥つたほどである。ところが印度人は、タウモロコシは減多に用ひない。印度人の好みに合ふのは米食だけである。我々は豆を



單獨には食べない。またカフィール人に向くように料理された野菜物は好きにはなれない。カフィール人は野菜を洗ひもしないし、また調味料を入れるようなこともしない。のみならず、カフィール人の食べる野菜は、大部分ヨーロッパ人のために使つたもの、残り屑だ。調味料としては塩の外には何も貰へない。砂糖などは想像することもできない。かうしたわけで、食物の問題は、我々囚人にとつては極めて苦の種であつた。けれども我々受動的抵抗者は、監獄当局者に懇願や泣言などは一切すまいといふことを既に決心してゐたので、我々はかうした食物で努めて満足しようとした。

或る時典獄がそれについて訊ねた時、我々はたゞ、食物が我々の口に合はないと答へただけで、何々をしてくれなどと懇願はしなかつた。もし當局の發意で我々の希望に副ふてくれたならば、我々はそれを喜んで受けたであらうが、さうでない限りは、我々は規定の食事で満足して行くつもりであつた。

しかしこの決心は長持ちしなかつた。新たに同志が入獄して來たときに、我々は

我々のために彼等にまで難儀をかけるのは宜しくないと考へた。かれ等は我々と同じ入獄の憂目を見たといふだけで、それでもう澤山ではないか？ で我々は、かれ等のために典獄に交渉してみることにした。我々は典獄に云つた。『我々はどんな食物でも喜んで食べる。しかし後から來た連中は、さうすることは出来ない。』すると彼等は暫く考へてから、『では、もしそれが宗教上の理由に基づいてゐるなら、別々に料理することを許してやらう。しかし、食物の品目は變へるわけには行かない。それを變へることは、自分の権限では出来ないのだ』と云つた。

間もなくして更に十四人の仲間が殖えた。そして彼等のうちの或る者は、タウモロコシの「ポップ」を食ふよりは餓死することを望んだ。で、私は獄則を熟讀した。そして、さうしたこと請願は、監獄局長に差出すべきものであることを知つた。そこで私は、監獄局長に請願することの許しを典獄に願つて、次のような請願書を認めた。

『我々の下名囚徒は、我々がすべてアジア人（印度人十八名、支那人三名）であることを申し上げます。



十八名の印度人は、朝食にはタウモロコシの「バップ」を、そして他の者(支那人)は米飯と牛酪油とを給されてゐます。そらまめは三度「バップ」は四回給されます。土曜日には馬鈴薯を給され、また日曜日には野菜を與へられます。宗教上の理由で我々は肉を食べることが出来ません。或る者は絶對的に肉を食べることを禁斷され、他の者は宗教的に自殺するといふ理由で、肉を食べることができないのであります。

支那人は米飯の代りにタウモロコシを給されます。殆んど凡ての囚人は、洋食を食べ慣れて居り、また、パン及びその他小麥粉製食物を食べます。我々のうちにはタウモロコシの「バップ」を食べ慣れてゐる者は一人も居りません。そのため我々のうちの數名の者は、消化不良で苦しんで居ります。

我々のうちの七名の者は、朝食を一匙も食べません。時々、パンを給せられた支那人囚徒が、その割前のうちから一片れか二片れを彼等に恵んでくれる時にパンを食べるだけであります。このことを典獄が耳にした時に、彼れは、我々が

そのようにパンを貰つて食べることは、獄則違反であると申しました。

我々は以上のような食物は、我々には全く不適當であると考へます。それ故に我々は、ヨーロッパ囚人に對する規定に従つて我々に食物を給せられたき事、そしてタウモロコシの「バップ」は今後全く廢せられたきこと、もし以上が許されない場合には、我々に我慢が出来、そして我々の慣習と一致するようなものになれたきことを請願せざるを得ません。

これは緊急の問題でありますから、至急電報で御返事を願ひます。』

我々二十一人は、この請願書に署名した。それを急いで持つて行かうとしてゐる時に、更に七十六人の新しい囚人が入獄して來た。彼等もまた「バップ」をさらつてゐた。そこで我々は、新たに入獄して來た七十六人の囚人もまた規定の食事には反對してゐるといふ一節を附け加へた。私は返事を電報で知らして貰ひたいと典獄に頼んだ。典獄は上司の許可を電報で請求した。許しは直ちに得られて彼れは我々に「バップ」の代りにパン四ポンドを給することを同意した。我々はみな大いに喜んだ。そ



こで二十二日から朝夕「バップ」の代りにパン四ポンドを給されることになった。その晩に我々は八ポンドのパン、即ちパン半塊を得た。けれどもこれは單に假りの取極めであつたので。その問題を正式に解決するために、委員會が設けられた。そして後で聞くところによると、委員會は我々に小麦粉と牛酪油と豆類とを給するを可とするの決議をしたさうであるが、それが實施される前に我々は出獄してしまつたので我々にはそれは關係がなかつた。

最初我々同志がたつた八人であつた時には、料理を自分らの手でしてゐなかつたので、何時も生煮の米飯や不味い野菜物を食はされてゐた。それで我々は、當局に乞ふて、我々自身で料理することを許して貰つた。最初の日には、カドヴァ君が料理した。その後はサンビ・ナイズ君とデヴン君との二人が料理を受け持つた。終ひの頃には、かれ等二人は約百五十人分の料理をしなければならなかつた。

右の請願書を讀まれた讀者は、それはたゞ我々(八人)だけのために呈出されたものではなく、印度囚人全體のために呈出されたものだといふ事實を認められるに違

ひない。我々はこの問題については典獄とも話した。すると彼等は、全アジャ囚人のためにそれを取調べることを約した。我々は今でも印度人の監獄の食物が改善されるであらうことを望んでゐる。

ところで三人の支那人は、米飯の代りに外の食物を宛がはれてゐた。それはかれ等には苦痛だつた。なせならそのためにかれ等は、我々とは別個の者として視られ、我々よりは一段劣等のものと視られてゐる觀があつたからである。そのために私はかれ等のために典獄とブレイフォード氏へ請願をした。その結果かれ等は、印度人と同様の待遇を受けることになつた。

今云つたような我々の食事とヨーロッパ人のそれとを比較することは、無益なことではない。

かれ等は朝食として「バップ」とパン八ポンドとを給與された。晝食にはパンとスープ、または肉、またはパンと肉と馬鈴薯または野菜物とを給せられた。また夕食には、パンと「バップ」とを給せられた。かように彼等は一日に三回パンを貰ふ



ので「バップ」などは貰はうが貰うまいがどうでもよかつた。それにかれ等は、肉またはスープだけを餘計に貰つてゐる。以上のほか、かれ等はたび／＼茶またはココアを給せられた。これによつてみれば、ヨーロッパ人と土着のカフィール人とは何れもかれ等の嗜好に合つた食物を給せられてゐることが分る。ひとり苦しんでゐたのは、哀れな印度人である。かれ等は、常食としてゐる食物を得てゐない。だがもしヨーロッパ人と同じ待遇を受けでもしたものでなら、ヨーロッパ人は侮辱されたように感じたに違ひないのである。で、印度人の食物がどんなひどいものであらうと、かれ等はみな風馬牛であつた。かような次第で、印度人はカフィール人と同様に待遇され、そして無言で餓えてゐなければならなかつた。

右のような事情の際に、私は、我々の同志即ち受動的抵抗者の罪過を發見した。數名の印度人が食料品を盗みだし、他の印度人はそれを見てゐながら知らぬふりをしてゐたのである。かれ等は要するに、食物についての苦痛を人に打ち明けることを耻ぢてゐたと同時に、また、他人のことを少しも考へてゐなかつたのだ。もし私

々が、斷乎として眞理を追ひ、我々に不正を蒙らされた時にそれに對抗するならばさうした不自由を何時までも受けることはないであらう。もし我々が、自己を捨て、他人の福利ワルツに専心するならば、苦情の種は間もなく除かれるであらう。しかし、さうした苦情の種子を除く努力が必要であると同時に、また、或る他のことを考へることも必要である。何等かの不自由を耐へ忍ぶことは、囚人にとつて當然すぎることだ。もしなん等の苦痛もないならば、囚人と呼ばれる「善徳」グッドはどこにあらう？ 自己の心の主人であるところの人々は、苦難をも愉樂とし、牢獄中に楽しく生活する。が、彼等は苦難の存在を見失ひはしない。それを見失つてはならぬのだ。自分たちと共に苦しんでゐる他の人々もあるのだ、と云ふことを考へて、苦難の存在を念頭に置かねばならぬのだ。

我々には更に他の悪い習慣がある。それは、自分らの風俗習慣にあまりに執着しすぎてゐると云ふことである。ローマに入つてはローマの風に従はなければならぬ。我々は南アフリカに住んでゐる。それ故に我々は、この地で良い食物とされて



るるものに慣れなければならぬ。タウモロコシの「ポップ」は、我々の小麦と同様に質で素安價な良い食品である。我々はそれを不味いなどと云ふことは出来ない。時によるとそれは、小麦よりも美味しく食べられることがある。我々が厄介になつてゐる土地に對する尊敬からしても、我々は、それが身體に有害でない限りは、その土地で出来る食物を食べなければならぬ、といふのが私の信念である。多くの白人は、この「ポップ」を好んで、毎朝それを食べる。牛乳、または砂糖——或ひは牛酪油でもよいが——と一緒にそれを食べるなら、「ポップ」は美味しいものである。右のような理由、及び、我々は今後何回かの入獄を覺悟しなければならぬ、といふ事實からして、すべての印度人は、タウモロコシ製食品に慣れて置くことが望ましい。この習慣がつけば、それを鹽だけで食べなければならぬ時が來ても、我々は別段苦しくは感じなくなるであらう。祖國のために我々の或る種の習慣を廢することは、我々の義務である。進歩したる凡ての國民は、本質的に何物をも失はないときには、その風俗習慣を惜しげもなく捨てた。救世軍國民は、もし特に反對すべきでない場合には、土人の習慣、衣服等を採用して、かれ等の歡心を得たのである。

### 場所の狹隘

我々の檻房は、五十一人の囚人を收容し得るだけの廣さしかなかつた。また、庭から云つても、それと同數の人が住めるだけの廣さだつた。だから、後に五十一人の代りに、百五十一人の囚人が收容されたときには、その狹苦しさは一通りではなかつた。典獄は止むを得ず戶外そとに天幕を張つた。そして多數の者はそこへ移された終りの頃には、約百人ばかりが天幕の中に寢起きさせられた。

今云つた通り、百五十一人と云ふ人數には、庭はあまりに狹すぎた。で、我々の不便は一通りではなかつた。搗て、加へて、我々には、あたりかまはず唾を吐く生來の惡癖があつた。ために地面が汚ならしくなつて、傳染病媒介の危険があつた。が、幸ひなことには、我々の仲間は、人の忠告を快く受け容れる質であつた。それで皆一緒になつて、庭を清潔にすることに努めた。庭の隅や便所内には特に注意の



眼を配つた。そのために、囚人仲間から傳染病者を出さずにすんだ。

當局が、かような狭い場所に、かように多數の者を監禁したことの不當であるのは、何人も承認するであらう。もし部屋が不足だつたなら、あまりに多數の囚人をそこへ送り込まないのが、當局の義務であつた。もし、争があれ以上永引いたとしたら、當局は、新たな囚人をどうしてあの監獄に收容したであらう。

### 讀 書

我々はペンとインクとテエブルの使用を許されてゐた。また、獄内文庫の利用も許されてゐた。私はそこからカーライルの著書と聖書とを借りて來た。そこへはよく支那人通譯が來たが、私は彼れから英譯の「克蘭・エ・シャリフ」、ハックスレーの講演集、カーラールのバーンズ、デヨンソン、スコット傳及ベーコンの論文集を借りた。自分のものでは、マニラル・ナサブハイの註釋が附いた「摩訶梵歌」、數種のタミル人の著書、トルストイ、ラスキン、ソクラテスの著書を所持してゐた。以上の

書物を私は獄中で讀んだ。そのうちの或る書物は、何回も繰り返して讀んだ。また私は、タミル語を規則正しく勉強した。朝は「梵歌」を、晝は多くコーランを讀むことにしてゐた。夜は支那人でクリスチャンであつた、フォアツーン君に聖書を講じた。彼れは英語を習ひたがつてゐたので、聖書で英語を教へたのだ。

私は、右に挙げたような書物を専心に讀んでゐたので、殆んど退屈を感じなかつた。たとひ、もう二ヶ月ほど多くそこに居つたとしても、退屈はしなかつたらうと思ふ。のみならず、私は、讀書によつて大なる利益を得、そして楽しく日を過したに違ひない。良書を讀む趣味を解する者は、如何なる場所に於ても、極めて安らかに孤獨を堪へ忍ぶことが出来ることを私は信じてゐる。

### 最 後 に

知つて貰ひたいと思ふことは、以上で大體述べた。印度人がカフィール人と同じ水準に置かれてゐることは、もつと考慮しなければならぬ事實である。白人囚は、寢る



べきベッドがあり、齒を磨くべき揚子があり、顔や手を拭くべきタオルがあり、また、ハンカチーフを得てゐるが、印度人囚はその何れをも有たない。何故のこの差別ぞ？

そんなことは我々が口を出すべき事柄ではない、などと考へてはならない。我々の自尊心を高め、または品位を墮させるのも、かうした些細な事柄なのだ。アラビヤの諺にあるように、自尊心のない人には宗教がない。諸國民は、かれ等の自尊心を次第々々に高めることによつて偉大となつたのである。自尊心は決して虚榮や輕卒を意味するものではなく、反つて、諸特權を、無意味な怖れや怠惰のために取り逃すことのないようにと用意してゐるところの心的状態である。眞に神を信する者は自尊と云ふことに到達する。これに反して、神を信じない者は、何が正しいことであるか、どうして正しいことをなすべきかであるかを知らない、と私は確く信じてゐる。

— その二 — 一〇九八年の入獄手記 —

### 勞 役

囚人たちは、朝起きると直ぐに自分で夜具を疊んで、夜具置き場へそれを持つて行く規定であつた。そして六時に洗面を終ると、直ちに外出の用意をしなければならぬ。仕事は七時に始まる。種類はいろいろであるが、最も多いのは地面掘りであつた。ところが、地面は極めて固かつた。それを鋤で掘り返すのは一通りの骨折りではなかつた。それに時候は暑い盛りであつた。

我々が連れて行かれた場所は、監獄から一哩半ばかりあつた。最初のうちこそ元氣で働いたものゝ、まもなく我々は、全く參つてしまつた。日が経つにつれて、仕事はだん／＼ツラくなつた。看守は極めて厳しかつた。彼れはしよ、中『休んぢや不可ん！ 休んぢや不可ん！』と嘔鳴つた。さう嘔鳴られると、印度人はすつかり



神経質になつた。私はかれ等の或る者が泣いてゐるを見た。一人の足は張れあがつた。さうしたことを眼にした私の胸は、煮え返るやうに苦しかつた。しかも私は、あらゆる場合に、かれ等に義務の觀念を喚び起させた。そして心から進んで、また看守の言葉などは氣にかけないで、できるだけよく仕事をするやうにとかれ等に勧めた。が、私自身もまた疲れきつてしまつたのを感じた。私の両手は肉刺だらけになつた。そしてその肉刺からは水が滲み出た。従つて鋤を動かすのは非常な苦痛だつた。その重さと云つたら、丸で太い鐵の棒でも持ちあげるやうであつた。私は、私の面目を維持して呉れるやうに、私の肉體が駄目にならないやうに、宛がはれた仕事を續ける元氣を授けてくれるやうにと、神に祈つた。私は、神に身を任せて仕事を續けた。

疲勞を休めるために一寸息をつくると、看守は私に小言を云つた。それに答へて私は、あなたが仕事のことと私に注意して呉れるのは全く不必要である、私はできるだけのことを進んでやつて行く決心であるから、と云つた。丁度その時、私の近く

にゐたデナブライ君が氣絶した。……私はデナブライ君の頭に水をかけてやりながらふと次のようなことを考へた。——多くの印度人は、私の言葉を信じて、身を投獄されるに任せた。もし私がなしたかれ等への勸告が間違つたものであつたとすればそれをかれ等に致したことに於いて、如何に大なる罪を私は神の御前みまへに犯した事か！かれ等は私の勸告のゆゑに、如何なる困難をも堪へ忍んだのではないか。……心中かうしたことを考へて、私は深い溜息をついた。私は、自分を見守り給へる神と共に、も一度その問題を考へてみた。そして直ちに、それは全く正しいことであるといふ信念を得た。私がかれ等に致した勸告は、あの場合に私がなし得た唯一の勸告であつたといふことを私は感じた。未來の幸福を豫想せんには、我々は何よりも先づ、最も苦しい試練と苦難とを堪へ忍ばなければならぬこと、それを悲しむなれん等の理由がないこと——このことを知るのには、絶對的に必要なことである。今の場合は、たゞ氣絶に過ぎなかつた。しかし、たとひ死の場合であつたとしても、私はどうして、前になした勸告と違つた勸告をなし得ようか？かうした風に苦しむ



死にすることは、永遠に奴隷の生活を續けるよりは、何人にとつてもより、光榮なものである、と私は感じた。

### 怖れの一夜

或る時看守の一人が私のところへやつて来て、獄内の便所掃除のため、二人の印度人囚を出すように私に頼んだ。私はそれを自分一人ですることが一番よいと考へた。そこで、私一人にやらして貰ひたいと彼れに頼んだ。私はかうした仕事を特別に嫌つてはゐない。そののみか、さうした仕事に我々は慣れて置くべきである、と私は考へる。

私は監房内の一の寢床を與へられた。そこには主にカフィール人の病人がゐた。私はその寢床で終夜、非常な慘めと怖れとで過した。翌る日には、印度人囚だけがゐる他の監房に移される筈になつてゐたことを、その時私は知らなかつたのだ。今日からこのカフィール人たちと一緒に監禁されることになつたのかと考へて、私は非常に神経

過敏になり、びく／＼してゐた。でも私は、自分にふりかゝる苦しみを堪へ忍ぶのは、私の義務であるといふ考へを喚び起すことに最善の努力をした。それから、携へて來た「摩訶梵歌」中の、その場合に適當した二三の詩を讀んだ。そしてそれをしみじみと默想した時に、怖れの心は消え去つた。

私が神経過敏になつた主な理由は、同室中に多數の兇惡な、物騒な顔をしたカフィール人と支那人囚がゐたためであつた。私はかれ等の言語を知らなかつた。カフィール人の一人は、私にいろ／＼と問ひを掛けて、私の様子を探り始めた。想像し得たかぎりでは、彼れは私をひどく馬鹿にしてゐたらしかつた。私は彼れの間ひの意味が解らなかつたので黙つてゐた。すると彼れは、怪しい英語で問うた。

『君はどうかしてこんなところへ入れられたんだい？』

私は極めて簡単に返事をして、再び沈黙した。彼れの次ぎに、今度は一人の支那人が質問を始めた。彼れはカフィール人よりも一層無作法だつた。私の寢床へ近づいて來て、私をジロ／＼と見たものだ。私は相變らず黙つてゐた。すると彼れは、今云



つたカフィール人の寢床の方へ行つた。そこでかれ等二人は、互ひに罵り合ひ、陰部を出し合つたりした。この二人の囚人は、多分人殺しかまたは追剥であつたらう。かうした氣味悪いことを見せつけられた後に、どうして安眠が出来よう？

一度は私が大便をするために便所の中へ這入つた時、すぐ後から極めて物騒な、逞しい容貌のカフィール人がやつてきた。彼れは、『出る！ 出る！』と私に嗚り出した。私が、『もう直ぐだから』と答へた時に、彼れは私をつかまへて外へ引つぱつた。幸ひに私は戸につかまつて臭い中へおこつちないで済んだ。この事で私は大して腹も立てなかつた。たゞ微笑してそこを立ち去つただけである。だが、私がこんな目にあつた有様を偶然見てゐた一二の印度人囚は、涙を流して口惜しがつた。

— その三 一九一四年の入獄手記 —

### ボルクスラスト監獄

二月二十五日に三ヶ月の苦役を宣告され、再びボルクスラストの監獄で、我が印度人兄弟及び自分の息子と抱きあつた時、私は監獄への私の二度目の「巡禮」に關聯して、いろいろと澤山云ふことがあらうとは殆んど想像しないことであつた。だが多くの我々人間の假定と同様に、それは全くの間違ひであつた。

今度の私の経験は、無類のものであつた。私がそこで學んだものは、永年の勉強で學んだもの、比ではなかつた。この三ヶ月を私は非常に高價に考へる。私は受動的抵抗の多くの活きた晝をそこで見た。そして、それ故に私は、三ヶ月前よりも一層信念の強い抵抗者となつた。これはすべてこの地（トランスワール）の政府のお蔭であつて、それに對して私は感謝を表しなければならぬ。

數名の役人たちは、私の刑期が六ヶ月以下でないことを賭けた。私の友人たち——老年の著名な印度人たち——私の息子——は六ヶ月に處刑された。それで私もまた、役人たちが賭けに勝つことを望んでゐた。が、多少懸念もしないではなかつたところがある。懸念は事實になつた。私はたつた三ヶ月の刑に處せられたのだ。それ



はその法律の許す最短期間であつた。

そのこの監獄でデーウッド・モハマド、ラスタムヂ、ソラビジ、ビレー、ハジュラ・シング、ラル・バハヅル、シング及びその他の「闘士」諸君と會つたのは喜びだつた。約十人を除いた他の者は、みな寢所として監獄の庭にしつらへた天幕の中に住つた。その光景は、監獄と云ふよりは、陣營を思はせた。誰れもがその天幕内で寝るのを好んだ。

食事は美味く食べられた。以前のように、料理は自分たちの手でした。で、我々の好きなように料理することができた。我々受動的抵抗者はみんなで七十七人であつた。

そとの労働に連れて行かれた囚徒は、苦しい時をすごした。仕事は、裁判所附近の道路改築で、石を堀出したも運んだりするのだ。それが終ると今度は、學校の庭から柴を堀り取つて來ることを命じられた。小數の者を除いて、皆は愉快に仕事をした。私も三日間みなと一緒にこの仕事に連れ出された。ところが三日目に突然、

私の戶外労働を差止めよと云ふ電報が來た。私は戶外労働が好きであつたからなせなら、それは健康を損し、また身體の鍛練にもなるから——これを聞いてガツカリした。普通私は一日二度の食事をとる。だが、ボルクスラスト監獄では、この運動のために、三回空腹を覺えた。

この後は私は、掃除人の仕事を宛がはれたが、それも空<sup>あが</sup>だつた。まもなくしてそれすらも取り去られてしまつたのだ。

なぜ私はボルクスラストから他へ

移されたか？

三月二日に、私をプレトリーヤ監獄に移せと云ふ命令が來たことを聞いた。私はすぐ出發の用意をさせられた。

看守と私は頭の上に荷物を載せ、篠つく雨の中の凸凹道を、停車場へと歩いて行つた。二人は夜汽車の三等室に乗つて出發した。